

平成26年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月19日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年9月19日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. ケーブルテレビ可児事業報告
2. FMラインウェーブ事業報告
3. 出資法人の経営状況説明書について
・一般財団法人 可児市公共施設振興公社

委員会質疑

1. 災害防止の諸対策について

報告事項

4. 可児市部設置条例の一部改正について
5. 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
6. 可児市行政手続条例の一部改正について
7. リニア中央新幹線の環境影響評価等に係る動きについて
8. 社会保障・税番号制度への対応について

協議事項

1. 前期からの申し送り事項について
2. 各種団体との懇談会について
3. 委員会視察について

その他

1. 総務企画委員会所管主要事業説明書の配付について

5. 出席委員 (7名)

委員長	川合敏己	副委員長	伊藤英生
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	佐伯哲也
委員	山口正博		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 1名

8. 参考人

株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェブ株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長	日下部 幸 吉
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェブ株式会社	取締役常務 取締役	西 川 勇 司
FMラインウェブ株式会社	取締役局長	加 藤 節 夫
一般財団法人可児市公共施設振興公社	事務局長	金 子 孝 司

9. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	高 木 伸 二	総 務 部 長	古 山 隆 行
議会事務局長	吉 田 隆 司	会 計 管 理 者	平 田 稔
企画経済部参事	荘 加 淳 夫	総合政策課長	牛 江 宏
子育て政策室長	肥 田 光 久	財 政 課 長	酒 向 博 英
経済政策課長	村 瀬 雅 也	総 務 課 長	杉 山 修
産業振興課長	山 口 和 己	農 業 委 員 会 事 務 局 課 長	山 口 功
秘 書 課 長	前 田 伸 寿	防 災 安 全 課 長	杉 山 徳 明
管財検査課長	佐 合 清 吾	税 務 課 長	大 澤 勇 雄
収 納 課 長	田 上 元 一	公 有 財 産 経 営 室 長	伊 藤 利 高
議会総務課長	松 倉 良 典	監 査 委 員 会 事 務 局 長	林 良 治

10. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記	村 田 陽 子	議 会 事 務 局 書 記	熊 澤 秀 彦
------------------	---------	------------------	---------

開会 午前 9 時00分

○委員長（川合敏己君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日、議事に入る前に、委員改選後初めての委員会ということになりますので、まずは委員の皆さんと執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、まず議員側から、副委員長から、あとは議席番号順でよろしく願いいたします。

委員長を務めさせていただきます、川合敏己と申します。どうぞよろしく願いいたします。

〔自己紹介〕

○委員長（川合敏己君） それでは、以上で自己紹介を終了いたします。

それでは、ただいまからは、進行の都合により暫時休憩といたします。

以降の議事の説明を行う方以外は、御退席いただいて結構でございます。

休憩 午前 9 時03分

再開 午前 9 時05分

○委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項 1. ケーブルテレビ可児事業報告についてを議題といたします。

本日は、ケーブルテレビ可児の事業報告をしていただくため、株式会社ケーブルテレビ可児より代表取締役社長 日下部幸吉様、そして取締役常務 西川勇司様に参考人として御出席をいただきました。また、この後のFMラインウェーブの事業報告をしていただくために、FMラインウェーブ株式会社より取締役局長 加藤節夫様にも御出席をいただいておりますので、あわせて御紹介をさせていただきます。

参考人の皆様に、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、本委員会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。本日、どうぞよろしく願いします。

それでは、本日は事業報告を御説明いただいた後、委員より質疑をさせていただきますので、答弁していただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

○株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） おはようございます。

ケーブルテレビ可児及びFMラインウェーブの社長をやっております、日下部でございます。よろしく願いいたします。私、ことしの6月から着任したばかりで、まだまだ不案内でございます。そういった意味で、今回詳しい説明は、常務の西川と、それから取締役の加藤のほうからいろいろと説明させていただきたいと思っております。

御存じのとおり、皆さん御承知おきかと思っておりますけれども、私どもケーブルテレビの業界につきましても、大変競合状況が厳しくなっております。大手通信事業者の攻勢、それだけ

じゃなく、新しいスマートフォンが出たり、タブレットが出たりということで、お客様がいろいろと選択肢がふえて、どうしようかということで、我々自身も大変苦しんでいるといった中でございます。

そういった中で、私どもケーブルテレビとして、ケーブルテレビならではのいう特徴を生かして、もっともっと頑張っていかなきゃいけないなあというふうに思っております。そういった意味で、資料にはちょっと書いてございませぬけれども、私見ではございませぬけれども、ケーブルテレビというのは3つの役割があるなあというふうに、常々思っております。

それは、何といたってもケーブルテレビにしかできないことといった意味で、市民生活を豊かにする各種情報サービスとネットワークサービスを提供するということ。特に、これはケーブルテレビにしかできないサービスであると。いろいろとスマートフォンで出てくる、全国ネットで出てくる配信する他業、それから一方、地上波で出てくるデータもありますけれども、ここの地でないと発信できないもの、そういうことが発信できるということがメリットであり、それをよりたくさん、皆様に提供できるかということかなというふうに思います。

それから、やはり私ども、地域の公器であるというふうに、公共の器だというふうに思っております。そういった意味で、緊急時にどれだけお手伝いできるかということが重要であります。そういった意味で、いろいろな、昔からやっておりますL字放送だとか、それから、我が社が近隣の局に先駆けて、唯一だというふうに思っておりますけれども、無線の生中継放送、そういうものを使いながら情報発信をしていくということがあると思います。

それから、これは実は3番目のことなんですけれども、意外に私ども忘れていたことだと思ふんですけれども、そのサービスを今我々出しておるんですけれども、それをしっかりきめ細かく、しっかり受けていただけるようにサポートする仕事、これが重要じゃないかなあと思います。情報の出しっ放しではなく、情報をしっかり受けていただけるように、そういうふうにしてその環境を整えて、サポートしてあげることが重要だというふうに思います。つまり、お客様宅への御利用状況の確認だとか、それから使い方がわからないといったことに対するサポートだとか、ある意味、私ももう実は60歳を過ぎておるんですけれども、そういった意味でのIT介護、これが我々ケーブルテレビにとって一番得意なところでもあるし、それをもっともっと出すことによって、皆様の今後の、いろんな情報を受けていただく住民の方々がしっかり受けられるようにすることというのは、我々にとって大変重要な仕事じゃないか。情報を発し、緊急の公器としての役割、それだけじゃなく、日ごろからしっかりその情報が受けられるようにしてあげること、それを助けていくことが我々の仕事じゃないかなあというふうに思います。

そういった意味で、私ども当面の課題としまして今考えておりますのは、何といたしても、先ほど申し上げましたけれども、しかし市場環境も大変厳しい中で何をするのかということでございますけれども、原点に戻って取り組まなくちゃいけないことがあるというふうに思っております。それは、何といたしても、お客様の、先ほどサポートサービスと申し上げましたけれども、これにつきましては、地元の人間だからこそ走って飛んでいける、ち

よっと問い合わせがあれば10分以内に行ける、もしくは電話でお答えできる、それから、標準語じゃなくて地元の言葉でいろいろとサポートしてあげて、安心できるということが重要じゃないかなあということで、まずは、今、御加入していただいているお客様にしっかりサービスを提供してあげること、それが重要と。サービスを提供するということはどういうことかということ、割とテレビがうまく映っていないとか、配線が悪いがためにせつかくの情報が見ていられないとかいうようなことがございます。そういうことがないように、しっかり訪問しながらお客様の声を聞いて、なおかつお客さんが今どんなことをお困りであるか、そして、お客さんがどんな情報が欲しいかということ聞きながら、お客さんの接点に入っていきたいということでございます。

そういった意味で、その要望を聞きながら、お客さんが望まれているものは何かということで、いろいろな番組をつくっていきたくと。従来以上にもっともっと楽しんでいただける、喜んでいただける、役に立つ情報をやっていかなくちやいけないなあと。もう既に20年以上やっておりますけれども、もっともっと原点に戻って、今、皆さんが何を望んでおられるのかということをやっていかなくちやいけないかなあというふうに思います。

そういった意味で、これは事業報告というよりも、ことしの話になりますけれども、例えばことしの夏、少年野球の中継をさせていただきました。初めてでございます。あのような中継はなかなかできなくて、岐阜放送の協力を得てやってみたんですけれども、やっぱりお客さんからの反響がございました。やはり、こういった皆さんの地域ならではのそういう情報も取り組んでいかなくちやいけませんし、それから近隣の局とも連携しながら、グルメ情報なんかも、私だけじゃなくてもっともっと広いエリアでやっていくというふうに考えていきたいですし、いろいろなお客さんの声を聞きながらどんどん充実していきたいなあというふうに思います。

それから、伝達という意味でいきますと、非常時のための防災訓練に、我々いろいろと参画させていただきまして、やるようになりました。これは訓練だからというのではなくて、とにかくいざとなったら、そんな練習したことが1つで2までも3までもできないと思います。そういった意味で、徹底的に訓練をしながら、どこまでできるかわかりませんが、万が一のときに何でもできるように、しっかりした体制をつくっておくということで、実践訓練を繰り返して非常時に備えたいし、それに向けてのいろんな情報提供ができるような体制をつくっていきたくと。そういった意味で、行政のいろんな御支援も得ながら、意見交換をしながらしっかりつくっていくことが、まさに地元のためにいざというためにやる仕事じゃないかなあというふうに思っております。

特にFMラインウェーブとの連携なんかも、やっぱり非常時についてはFMということがあります。しかし、画像ではテレビですといった意味で、FMラインウェーブとの連携ということにつきましても、しっかり取り組んでいきたくというふうに思います。

これにつきましては、先日の防災訓練でも、FMラインウェーブのパーソナリティーを使って、同時同期の放送をしながらやってみました。まだまだ行けるか、どこまでになるかわ

かりませんけれども、そんなことも取り組みながら、皆様の意見を聞きながら進めていきたいというふうにも思います。

以上がケーブルテレビ可児のことですけれども、FMラインウェーブのことについて、一言ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

FMラインウェーブにつきましては、開局2年がたちましたけれども、いろいろと大変な中で取り組んでおります。そういった意味で、少しずつ成果の芽が出つつあるかなあというところでございます。着実に聴取者の方々の認知も高まってきたというふうに思っております。

ただ、大変厳しいことですが、営業基盤とか、経営基盤につきましては、まだまだ極めて脆弱でございます。いろんな我々に期待されている役割は多いということで、自覚して取り組んでおります。広告収入とか、それから地域との連携とかいうことでやっておりますけれども、まだまだ立ち上がって2年目と、2年たちまして3年目と、ここ数年間が大変肝になるわけでございます。そういった意味で、いろいろと頑張っておりますけれども、皆様の御支援をぜひよろしくお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ケーブルテレビ可児のほうにつきまして、西川のほうから御説明させていただきます。

○株式会社ケーブルテレビ可児取締役常務（西川勇司君） 改めまして、おはようございます。お世話になっております。

では、お手元の資料を、表紙をめくっていただきまして、早速御報告をさせていただきますと思います。

まず、営業報告の前に、ことしは、当期の主な活動ということでトピックスをまとめさせていただきました。毎年毎年、ここに記載させていただいている内容はそんなに大きく変化があるわけではございません。その中で、少し毛色が違うかなというところを抽出させていただきました。

1つ目には、今、社長が申しあげましたように、お客様満足度の向上に向けた取り組みということ平成25年度重点事項としてやってまいりました。ごらんいただきますように、無料訪問サポート、それから、お困り事がありましたときにはすぐ走っていくという駆けつけサポートというのを、正しくはことしの4月から組織のつくり直しをいたしましたけれども、その前段階としまして、旧所属の中で仕事の見直しをして、人工を洗い出し、専門ではございませんけれども、内勤を兼務したような形の人と、延べ人員4人ですけれども、2.5人というところを割り当てて、昨年度はさせていただいております。

それから、真ん中にありますパソコン教室といいますか、相談室のほうにつきましては、当社が総合会館にありますときから始めさせていただいております内容でございます、大変これも好評で、1日、これは予約制でございます、8件の枠なんですけれども、毎回埋まっているという状況でございます。ちょっと後や先になりましたけれども、平成14年3月

から、ここは始めさせていただいております、ずうっと継続事項ということでございます。

それから、右にありますのは、パソコン教室、当初はパソコン教室として始めましたけれども、最近ではタブレットなんかもございますので、パソコン、タブレット講習会というような表現をしております。私どものほうでは、にこにこ講座という通称でやっております。

これ以外にも、インターネット専用のヘルプデスク、いわゆる電話相談窓口ですけれども、そういったものを開設して、お客様のほうのお困り事に可能な限りきめ細かく対応できる体制ということを中心にやらせていただいております。

それから、2つ目、インターネットの御契約者の利便性向上ということにつきまして、これは、昨年度のここの会場の席のところでも御質問のございました内容でございますけれども、Wi-Fiスポットをやっと9カ所つけることができました。これは、下のほうに括弧書きでCNC Iグループ全体で云々と、1,424カ所と書いてございます。グループ全体の中で数量等を調整しつつ、いわゆるお互いに使い合っことをするために、ケーブルテレビ可児のこのエリアだけということではございませんので、全体調整の中ですので、私どもが希望する台数がすぐにつくという状況ではございません。残念ながらというのが正しいのかどうかわかりませんが、平成25年度の実績としては、まだ9台ということでございまして、具体的には、市役所東駐車場のすぐ南側にあります脇道といいますか、市道といいますか、このあたり。それから、その下にあります新可児駅とか、それからその右に書いてありますヨシヅヤ、かなりこのあたりのところは皆様に御利用いただいている、いわゆる通信量が多いエリアになっております。

可児市に警報、御嵩町に警報が出ますと、ここは無料開放と、ケーブルテレビのお客様でなくても、どなたでも御自由にお使いいただくように無料開放もしております。前回の警報はいつでしたか、ごめんなさい、日時を忘れてしまいました。過去に設置してから3回ほど無料開放を行っております。

そういったところにつきまして、お客様のほうの満足度を向上させるため、これ以外にもございますけれども、トピックスとしてこんな点を上げさせていただいております。

それから、2つ目、地域情報のコンテンツの充実ということにつきまして、コミュニティーチャンネルの中身でございますが、これも今、社長のほうがお話し申し上げましたように、災害時にいかに対応できるかという、そのスキルアップというのが、番組制作のほうといたしますか、報道の命題になっております。そのために、昨年度につきましては、生中継を含むと書いてございますが、これは実際に生中継として出しましたのは3回ほどでございますけれども、オフラインでカメラを現地に持って行って、そこで回すのではなくて、中継車を使って無線中継をして、本社で収録するという訓練も含めまして14回ほどやらせていただいておりますし、それから自治体様が行われます防災訓練にも参加をさせていただきました。

この写真のほうにつきましては、これは昨年度の報告の中で1行だけ、どこでも生中継というような表現をさせていただいておりましたが、PRかたがた、改めて写真を表記させていただいております。

左の上にありますこれが、私どもが自作しました無線中継車でございます。この絵は9月7日ですか、行われました防災訓練のときの写真を使わせていただいております。御了承ください。ここで、鳩吹山にあります昔、愛知用水公団が使っておりました鉄塔、その鉄塔の上のところに私どものパラボラアンテナ、平面アンテナを設置させていただいて、そこからまた社屋のほうにリターンするというような仕組みでございます。上のほうに2本ほど立っております八木アンテナについては、これはFMラジオの送信アンテナでございますけれども、こんな仕組みでもってして可児市の約80%を網羅できると。どうしてもビル陰とか山陰になってしまいますと、無線の電波ですので遮断されてしまうんですけれども、よくないことですが、4年前の7月15日、大きな水害がKYBの南の側でありました。あのときに、夜7時ぐらいのときに、私どもの社員、カメラを持ってそこへ行っておりましたけれども、残念ながら幹線がないために中継ができなかったと。その反省でもってして、こういった設備を一昨年度つくらせていただいて、これをいかに1人でも動かせる体制にするかということで、今いろいろとやらせていただいているところでございます。

それから、下に米印でございますけれども、せっかくFMららがありますので、FMららといかに災害時にコラボしながら情報を提供するかということにつきまして、実際に昨年9月のときに大雨警報が出ました。このときには、市の対策室、正しくはこのときは市は準備室だけで、御嵩町のほうが対策室でございましたけれども、そこから出ました災害情報につきましては、FMららの音声をケーブルテレビのほうに乗せると。それから、ありがたいことに、それ以上大きな災害はありませんでしたけれども、このときの形としましては、私どもケーブルテレビのほう取材をして、現地からの放送については、逆にFM波に乗せるというような手はずを、このときしておりましたけれども、ありがたいことに、とりあえずFMららでしゃべりました対策室からの情報と、そこだけで終わっております。こんなことで、それなりにケーブルテレビ可児の映像プラス音声と、FMららの音声とコラボできる体制ができつつあるという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、コミュニティーチャンネルのコンテンツにつきまして、2つ目でございますけれども、ケーブルテレビ業界にかかわらず、パブリック・アクセスという言葉がございます。市民が自分たちで番組をつくって、それを投稿していただくというものでございますけれども、これへの取り組みといたしまして、昨年夏休みを使いまして、キッズムービーワークショップというものを開催させていただいております。

5組募集をさせていただきました。当日急な欠席がございましたので、実際には4組でございますけれども、この絵を見ていただきますと、まずは、どうビデオを使って、どういったカットで映像をつくるかといったところの本当に基礎のところから、それからそれを編集して、こんなふうな絵にしていくと皆さんに見えていただける絵になりますよねということで、それぞれの家庭の中で、テーマを自分たちで決めていただいて、夏休みの初めに講習会を開き、夏休みの最後に編集作業をして、でき上がった作品は9月のコミュニティーチャンネルで流させていただいたというようなところで、住民投稿によります番組づくりというところ

も、なかなか量多く進めることはできませんけれども、やらせていただいております。この後の続きにつきましては、可児のビデオクラブと今講習会を開きつつ、なかなかまだ果実までにはまいりませんが、次の作品が出てくるのかなというふうに期待をしているところでございます。

それから、3番目につきましては、地元の可児にアマチュアの無線クラブがございまして、そことFMららを含めまして三者協定をして、この前の災害の訓練のときもそうでしたし、前回はそうでございますけれども、アマチュア無線クラブららが避難所のようなところへ飛んでいかれて、無線でもってして情報を私ども、もしくはFMのほうに送っていただくと。それを確認した上で、電波に乗せていくというような、そんなことも訓練をしつつ協定も結ばせていただいております。

それから、御承知のとおり12チャンネルの後ろにはデータ放送というのが流れております。このデータ放送は、緊急時には、通常画面のところにもテロップが流れる仕組みでございますけれども、昨年度から警報に加えて特別警報と、数十年に1遍の警報というものを気象庁が出すようになりました。これにも対応させていただきましたし、Lアラート、前は公共情報コモンズでございますけれども、ここから出ます情報についてもデータ放送、あるいはデータ放送の情報について、緊急放送については本線画面に赤字でテロップが流れるということに対応させていただいております。

それから、最後でございますけれども、⑤、可児市のほうから受託させていただいております番組の実績につきましては、いきいきマイタウン、平成25年度は52週でございます。週に1本でございますので52本。収録時間としましては15時間36分ということで、それを契約上の放送時間数、1日1回というところでいきますと、約108時間と。ちょっと端数カットしておりますけれども、私ども再放送をしておりますので、それを含めると648時間、放送実績を昨年度はとらせていただきました。

それから、大変これはお世話になっております議会の中継につきましても50時間、少し端数、分を切っておりますけれども、開会、閉会を含めまして、それからその行われます生中継のその後の土曜日、日曜日の再放送はカットした時間でございまして、50時間やらせていただいております。今年度からハイビジョン放送ということでお世話になります。ありがとうございます。

さて、2番目の成果でございますけれども、まずケーブルテレビのほうのテレビ契約の推移でございます。ごらんいただきましたとおり、これも社長のほうから話がございました、やはり競合があり、数字としては少し減ってきているという状況ではございますが、まだまだ可児市を特化して見ますと、56%の御契約をいただいております。なお、下に四角枠で接続総数と書いてございまして、当初2万7,700件、5年前、その次が2万7,230件、それから一挙に2万6,000件に減っておりますが、このあたりは中部電力の光陽台と鳩吹台の電波障害対策を受託しておりました。ただ、地上デジタル放送の始まりによりまして対策は終了したと、中部電力のほうの判断によりまして、この接続数が減っておりますことが大きく

数字が下がっております原因でございます。

それから、ちょっとお願いと申しますか、PRと申しますか、下にデジアナ変換サービスの終了ということが書いてございます。これは平成23年7月から、私ども、アナログテレビが残っているのにデジタルテレビにしたら見られなくなってしまってもったいないですよということ、総務省のほうからの声かけもあり、ケーブルテレビ業界全体の中で、自主的にデジタル放送をアナログ放送に変換をして流すということを実施してまいりましたが、今回、総務省のほうの決定を受けまして、平成27年3月までに、まだ最終日は現段階では決定をしておりますけれども、アナログ変換放送を終了させていただくというPRでございます。今、コミュニティーチャンネルの中でも流させていただいておりますし、アナログ放送の上下には、終了しますよというコメントを出させていただいております。皆様のほうへのお願いでございますが、こういったアナログテレビをお使いの方が御知人等にお見えになりましたら、こんな情報もまた改めて展開いただければありがたいという意味合いで、少しコマーシャルを載せさせていただいております。

次へ行きますと、インターネットにつきましては、少し昨年度、一昨年度のところで済みかけましたけれども、今、それぞれ挽回をさせていただいているという状況でございます。この3月末で8,241世帯御利用いただいている状況でございます。それから、ケーブルプラス電話につきましては、おかげさまで順調に数を伸ばしております。ただ、インターネットにつきましても、ケーブルプラス電話につきましても、可児市全体のシェアからいきますと、まだまだ小そうございまして、これからこの数をふやしていくというところが営業上の私どもの命題ということになっております。

それから、(4)のほう、売上げの推移も載せさせていただきました。やっぱり私どもにとりまして、サービスの中心はテレビでございます。テレビの接続数が減ってまいりますと、売上げも当然連動してくるという状況で、少しずつ下がってはきております。この下がる理由については、接続数は減らなくても、いろんなところの、リーマンショックとか影響を受けて、上位の契約の方が下位に変更されるというようなことも結構ございます。そういったことを受けまして、売上げ全体としては少し縮小ぎみということでございます。

なお、平成25年3月期から平成26年3月期に大きく数字がダウンしておりますが、これはひまわりグループに入りまして、会計処理方法を統一することにつきましてのダウンでございまして、実質解約等による売上げが下がったということではございません。

それから、最後5番目でございますけれども、当期純利益につきまして、これは随分でございまして、平成23年3月期につきましては、ちょっとこれは異例でございますけれども、平成24年3月期、その前の前の平成23年3月期、このあたりの七、八千万円ぐらいが私どものほうの大体の実力というところでございますが、平成25年3月期と平成26年3月期につきましては、これも会計方法の変更と、ちょっと細かい話ですが、固定資産に計上しているその計上方法の変更という点がございまして、任意除却という処理をさせていただきました。そのために、除却損という経費を使わせていただいておりますので数字が下がって

りますけれども、次年度の設備投資のために、大体七、八千万円ぐらいのキャッシュを最後に残すというところが、私どもの規模からいきますと最小の数字として必要でございまして、何とかそのあたりを維持できている状況でございます。配当につきましては右のとおりでございます。

最後、4ページでございますけれども、まさにこの点につきまして、経営計画（当社が対処すべき課題）につきましては、これこそ最初の社長のほうの御挨拶の中でお話し申し上げたことでございますけれども、引き続きお客様の満足度の向上について、業務の体制も含めて、中をサービスを提供していきたいということを1本目の大きな柱として上げております。

①の右のほう、ちょっと行っていただきますと、新設のリテンショングループ、コールグループ、これが実際には4月に組織変更をしておる内容でございまして、専門の訪問サポート部隊、現状はグループ長含めまして5人でございますけれども、日々、お客様のところを回っていると。これ以外に駆けつけサポート、お困り事があったら飛んでいくというのはこの組織外のところで動いておりますけれども、そういったサポート体制の強化ということを1つ目に行っております。行っておりますというのか、上げさせております。

それから、2つ目にはどこでも生中継、いわゆる報道としてのポテンシャルをいかに上げていくかというところを命題としております。

それから、3番目のデータ放送の情報をもとにと書いてございます。これは、タブレットとかスマートフォンとか、最近いろいろな手法でもってして、お客様のほうの御要望が出てまいります。ただ、設備投資との関係でなかなか一気にはいりませんけれども、テレビの前ではなくていつでもどこでも必要な情報を見ることができるデータ放送を、マルチなメディアに提供していくことを、今検討をしている状況でございます。

それから(2)、2つ目の柱としまして、地域に愛され、必要とされるブランドをつくっていきましょうということで、やはり私どものサービスの目玉は、地元情報コミュニティーチャンネルでございますので、何遍も使う言葉ですけれども、いかに皆さんに愛されるコミュニティーチャンネル内容にしていくかということ。それから、FMららのリスナーの層とケーブルテレビの御利用者の層が少し違います。FMららとコラボしていくことによりまして、ケーブルテレビのお客様を新たな層へ展開していくということも2つ目の柱としております。皆様におきましては、引き続きケーブルテレビのほうの御支援を賜りたく思っております。よろしく願い申し上げます。

最後に、資料としまして、この3月期の貸借対照表及び損益計算書を添付させていただいております。また、後でござらんいただければと思います。済みません、以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

以上で事業報告は終わりました。

それでは、ケーブルテレビ可児の事業報告に対する質疑を行いたいと思います。できれば、なるたけ和やかな雰囲気で行きたいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（佐伯哲也君） Wi-Fiのスポットが、今、9カ所になったということで、報告を受けました。これ1基当たり、設置するのに大体どのぐらい費用がかかるものなのでしょうか。

○株式会社ケーブルテレビ可児取締役常務（西川勇司君） 済みません。正式な記憶はございませんけれども、アバウトで済みません。後でまた、改めてやらせていただきますが、本体については20万円ぐらい。それから、それに対する設置費用、これは数万円で、この9カ所は数は少のうございましたので、私ども自社の技術の者がやっておりますので、実際には人件費内ということでございますが、1カ所つけますと大体5万円ぐらいの経費がかかるかなというふうに思います。ただ、これをグループ局各局でローミング、どこ行っても使えるようにするというためのセンター側の設備は、金額はわかりませんが、かなり大きなものでございます。

また、改めまして正式なものを事務局のほうにでも御報告させていただきます。

○委員（佐伯哲也君） それなりの費用がかかるもので、なかなか市内全域にいろいろつけていただくというのも難しいかなあとは思いますが、せっかくいい取り組みで、災害時には無料開放していただけるということなので、私が申し上げるまでもないと思うんですが、その優先順位の中に避難所の設置ということと、ある程度のところを考えていただくと、まさかのときにまた使っていただけるということも考えられると思いますので、また今後検討していただければと思いますので、お願いいたします。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

○副委員長（伊藤英生君） ケーブルテレビのケーブルの部分、インフラ整備についてですけども、今どんな状況にあるのか、今後どういうふうにしていく展望があるのかというのを教えていただけたらと思います。

○株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） 今のお話は、インフラのネットワークを、例えばFTTHにするとか、無線にするとか、そういったお話でしょうか。

実は、光ファイバーにするか、20ぐらいのケーブルでいいか、どれがいいかということについて、基本的には、私は何も変わらないというふうに思っております。ただ、今光ファイバーが流行で、全てだというふうに思われておりますので、何とかしなくちゃいけないという声がある一方で、光ファイバーにすることによって、どれだけ変わったサービスができるか、お客さんに喜んでいただけるサービスができるかということにつきましては、一般的にはほとんど変わらないと。ただ、逆にせっかくいい光ファイバーができるから、逆にそういったものを、もっともっといいものを、先ほど言いましたように、マルチ画面でいろいろと情報が取れるとか、それから映像がもっともっとすばらしいコンテンツが流せるとか、といったことができればいいなあということで、今考えておりますけれども、基本的にはやることによって、光ファイバーにしたから、これ光ブランドですから高くなりましたよと。例えば、今までスーパーで買ったのを、これ高島屋で買いましたから高いですよというようなことになっていけませんので、いいサービスが、お客様が納得できるようなサービスをし

なくちゃいけないということで、もっともっと今後、光ファイバーがコストダウンができればいいなあと思っておりますし、今のところまだまだ進めなくちゃいけないけれども、検討しているという段階で、莫大な費用がかかりますし、その費用がそのままお客様に転嫁するわけにもいきませんので、どうやってやっていこうかというふうに考えております。

ちなみに、今、日本で一番のケーブルのシェアのナンバー1で、過半を持っておるジェイコムというところがあるんですけども、ジェイコムは今のところ光ファイバーをやらないというふうに聞いておりますし、アメリカにおいても、光ファイバーに必ずしもしていないということでございます。今のHFCというんですけども、今のケーブルでもどんどん新しい技術ができておりますので、その辺はしっかり見きわめながら、何が一番いいのかということを考えていかななくちゃいけないなというふうに、今思っています。どちらにしてもいろいろと、どういう選択肢があるのかということは今検討している最中でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○委員（川上文浩君） まず、出資比率が下がったにもかかわらず、きょうは来ていただきましてありがとうございます。

やはりケーブルテレビにしても、いろんな通信についてはメリット・デメリットというのは必ずどちらもあって、先ほど社長も言われましたように、公共性というのを見た場合に、やはり地域の情報を発信するCATVというものは、非常に守っていく部分もあるのかなあというふうには思います。可児でも今問題になっているのは、名鉄広見線が廃線になるかどうかということなんですけれども、あれももう鉄軌道をめくってしまったら二度とできないのは確実でありまして、幾ら行政側が頑張っても、あれだけのものを守っていくということではできないだろうというふうに思いますし、ケーブルテレビもある意味、地域に密着した放送をされている以上はそういった使命があるんだろうなあというふうに思います。

行政側もいろんな協力はしていくということなんですけれども、ただ、若干やっぱり懸念される場所は、今の若い世代に、ライフスタイルが相当変わってきていますので、どうこれが受け入れられるのかということと、我々の世代からと思うと非常にテレビというものの、新聞もそうなんです、相当数が離れていっているという現状。数字にすると本当に20%とか30%というあれが出ている、もっと低いところもあるようなんですけれども、そういったことに対して、今後どのような対応をされて、行政に対してどのような協力体制ですとか、支援体制というものを望まれているのかなあというふうに思うので、その辺のところもしあれば、お聞かせ願えればと思います。

○株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） 大変難しい質問ですので、私どもも大変重要な課題だと思います。それは、テレビにつきましては、地上局も含めて全てが悩んでいることじゃないかなあと思います。インターネットの情報、そういった中で、やっぱり我々何ができるのかといたら、先ほど言いましたけれども、やはり不偏的な通り一遍の情報じゃなくて、ここでしかない、ここでしか聞けないというような独自性のあるものをつくれれば、やはり皆さんに認知していただけるじゃないかなあというふうに思います。

それと、1つで、テレビだけで頑張るんじゃなくて、メディアがいろいろとふえてきた中で、そのメディアミックスというんですか、テレビだけじゃなくてFMともやるとか、もう1つはインターネットも使う、つまりインターネットでいいますと、まだ検討中ですが、すけれども、例えばFMやらでございすけれども、インターネットのサイマル放送をやる。それを例えばテレビと連動してやるというようなことをすれば、いろいろと若い人たちもテレビだけじゃなくて、彼らはいろんな媒体を使って見ようとしているということで、我々は、そういう意味で情報の冗長化を進めていかないと皆さんに受け入れていただけないし、そうしていかないとだめじゃないかなあと思います。もっともいろいろな情報手段が出てくるかと思ひますけれども、それに我々が少なくともケーブルテレビ可児とFMやらがセットで取り組んでいくことによって、皆さんがいろんなところで受けていただけるじゃないかなあというふうに思っております。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

行政側に対しての要望等々ございましたら、この際。

挙手をしていただいてから、私が御指名しますので。

○株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） なれておりませんので、申しわけありません。

やはり、そういった意味で、情報を提供するに当たって、ぜひ行政のいろんな情報発信をぜひ出していただきたい。いろんな意味で、今、行政もいろんな方法、例えば紙の媒体だとか、いろんなもので情報提供しておられると思ひます。新聞、紙情報で出しておられると思ひますけれども、そういった意味で、まだまだ一面的なものじゃなくて、もっともっと広げていただきたい。情報発信を、例えば広報紙だとか、そういうものだけに限るんじゃなくて、テレビ、ラジオ、それからイベントにおけるいろいろな情報発信についても我々がプロモーションしながら、全てにいろんな企画を進めていけるんじゃないかなあというふうに思ひます。情報発信をいただきたいということでございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。ほかに。

○委員（伊藤健二君） ちょっと先に、さっき社長からお話しされた情報のジョウチョウカと言ひました。どんな字書くんでしょうかね。

○株式会社ケーブルテレビ可児取締役常務（西川勇司君） 済みません。平凡の凡の真ん中とりました字。チョウは長いですね。サイマルといいますか、1つの幹線がだめになったときのために、バイパスをつくっていくイメージでございす。

○委員（伊藤健二君） 冒頭に日下部社長からお聞きした3つの視点は、すごく私はいい話を聞かせていただいて、励まされたなと思ひて聞いています。

キーワードになっておるのは、この地域でここに足を地につけて、しっかりとそこから物事をいろいろと展開してみえるということなんでしょうね。だから、この地でネットワークをつくるということだったし、この地域で生中継もして、地域の公共としての役割を発展させるということだったし、3つ目は、IT介護という言葉も初めて聞きましたけど、そのよ

うな側面も含めて、これも出かけていくということで、まさにここに存在するからこそ、この可児の地にいるからこそできることということで、すごく大事だなと思って、私もそのとおりだと思う。そこを抜くと、あとどうやっても負けますよね。

というのは、最近になって、また私の地域の土田に売り込み合戦が、大変激しい売り込み合戦がありまして、コミュファ光から最後はあれは値段で取っていかうというふうで、たまたま、今、私はケーブルテレビとNTTの光とダブル合戦にして、西のほうにアンテナを伸ばせば地上波も普通どおり取れると、BSも取れるということで、私の家だけ勝手に多チャンネルにしているんですけど、そういう中で、コミュファは全てできます、そして全て安いという売り込みが来てますわ。ああいうやり方でやられたら、本当に地域のケーブルテレビ、ひとたまりもないなあといって、この間の苦戦の生々しさを実感したところですけど、それをじゃあ何で切り返していくかといったら、さっき言われた点なんだろうと思って、今拝聴しました。

最後に1つ質問したいのは、そういう中で、今後どうするかという経営計画の中で、(1)の顧客満足の中の③、データ放送をマルチメディアに乗っける課題を展望としては考えていきたいというお話でしたけど、これって口で言うほど簡単じゃないんですよ。と思うんですけど、さっきわからなかったのは、これをどういう手法で物理的に乗っけるのかということですよ。

多チャンネルに対応するだけの能力は、今のケーブルテレビ可児の施設展開にはないわけですよ。ジェイコムでも、そんなに光化して何でもかんでもやるという方向じゃないよというのは、そこは要するに、自分ところのスタンスと力量と地域需要との関係を見きわめて、今のままで十分行けるというふうに考えられる人たち、一般市民も契約者もたくさんおられると思うし、私も今のレベルで十分間に合うんですよ。しかし、若い人たちはそうじゃなくて、ちょこちょこちょこちょこしゅっしゅしゅっしゅとやらないと生きていけないようなふうに思い込んでいるけど、それがどの程度の経営メリットにつながっていくような大きさであり、またそれを維持するためのコストも大変だと思うんだけど、その辺のバランスをどう見定めて、このデータを多チャンネル時代の流れの中に乗っけて、特に若い人たちのシェアを広げていくかという、戦略の根幹にかかわる話なんで、すらっと聞いて、ああ何かすごいこと考えているなあと思って見ているんだけど、口で言うほど簡単じゃないよねという気がして、これはずうっとこれからもいろいろ追求しがてら、方向としては見定めつつ、現在のケーブルテレビ可児の基盤を一つ一つ改良していくというふうに理解すればいいんですか。ちょっと質問の趣旨がはっきりしないので、申しわけないですが。

○株式会社ケーブルテレビ可児取締役常務（西川勇司君） 手を挙げましたが、十分に私も御説明できませんが、コストパフォーマンスについて非常に悩んでいることは事実でございます。やはり今の時代ですので、インターネットもいわゆるIPと申しますが、放送もIP化されようとしている。それは電波でいくのか、私どものように線を使ったその中を走っていくのか、道路の問題ではなくて、技術として放送が通信に網羅されるといいますか、そうい

った時代になっておりますので、その中で、1つは課金の仕組みをどうしていくのかと。加入者・未加入者にかかわらず、災害情報は別です、災害時は別ですけれども、加入者・未加入者にかかわらず、全て皆様のほうに地域情報を発信していくことならば、それほど設備的には重たいものにはなりません。非常に単純に言ってしまいましたら、私ども、ワイマックスと呼ばれますWi-Fiの大きな設備といいますか、そういう事業免許も持っております、もちろんこれ設備しなくちゃいかんのですけれども、各地区に、先ほど言われたような避難所なんかのようなところを中心としまして設備をさせていただければ、無線で各家庭までお届けすることができるようになります。いわゆるこれはIPの世界になるんですけれども、ただ、そうなりますと、現在のお客様、例えばケーブルテレビの外づけチューナーをおつけいただいている家庭については、そのチューナーを介した情報は顧客・未加入者の区分がわかりますが、外で使われるスマートフォンとか、それからタブレットについてはお客様かどうかわからないというところもありまして、そのあたり、どうしていくのが一番いいだろうかなあとということで、今悩んでいるところということ。それはもうお金の問題とプラットフォーム、課金といいますか、これで料金取ろうと思っているわけでもございませんけれども、ユーザーに対する垣根づくりというところが非常に大きなテーマと。

設備的につきましては、一番単純な方法は、家庭の中だけでスマートフォンでデータ放送を見ていただくような、これにつきましては、次に出てくるであろう外づけチューナー、セットトップボックス、それ自身が無線、いわゆるWi-Fi機能を持っており、それでスマートフォンに接続していただければ、タブレットに接続していただければ、テレビの画面のところではなくて、自由な時間に移動体端末の中でごらんいただけると。そんなものも全国的には、今、企画として出ようとしております。お金は別としまして、ハード面ではそんなに難しいことではございませんが、先ほど申し上げたようなところで、どうしていくのがベストなのかと。やはり伊藤健二委員がおっしゃったとおり、小さな小さな、社員全てを含めましても32人しかおりません。零細企業でございますので、その中で極端な設備投資というのは難しゅうございますので、そのあたりが一番難しい点でございます。

○委員（伊藤健二君） そうすると、当期の主な活動の中で紹介された、インターネットの利便性向上の中のCNC Iグループ全体、岐阜と愛知で1,400余、この中継点、プラットフォームのところで情報がうまくいけば、もうできるようになるわけでしょう。だから、この周辺だと9カ所だけど、また今後徐々にふえていくんでしょうけれども、ちょっと名古屋は、この中部圏というか、名古屋、岐阜でやるからには、ケーブルテレビへ加入して、そこからインターネットを利用して支払いをして、その利用で名古屋でもインターネットが見られるよという条件は多分確保されるんで、そうすれば、ケーブルテレビで一通りの生活情報は見られるねという状態が生まれる、そこぐらいまでは目指そうという考え方を持ってみるという理解でいいのかな。

○株式会社ケーブルテレビ可児取締役常務（西川勇司君） まず、現段階ではこのエリア内でどうするか。でも、おっしゃるとおりの話でございます、せっかくCNC Iというグルー

プ会社、グループネットワークでございますので、その中で、昔私どもがインターネットを始めたときに、ケーブルテレビ網を使ったケーブルインターネットだけではなくて、名古屋でも使っていただけるように、昔のダイヤルアップサービスも並行して始めた。その部分が原点になっておりまして、おっしゃるとおり、今は有線ではございません。無線のWi-Fiの世界ですけれども、グループ各局のところのエリア内であれば、どこでも御利用していただける環境というのは、次の第2段階のステップとして当然出てくると思います。まだ、済みません、グループ各社とそこまでいろいろとお話ししている状況ではございませんが、想定としては十分あり得るということでございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

続きまして、報告事項2. FMラインウェーブ事業報告についてを議題といたします。

改めまして、本日は、FMラインウェーブの事業報告をしていただくため、先ほどにも御紹介させていただきましたが、FMラインウェーブ株式会社より代表取締役社長 日下部幸吉様、取締役局長 加藤節夫様、取締役 西川勇司様に参考人として御出席をいただいております。

それでは、報告をお願いいたします。

○FMラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） それでは、FMラインウェーブ株式会社、局長の加藤でございます。

お手元の資料2のほうへ入らせていきます。

事業報告としましては、昨年度の事業報告としましては、1ページめくっていただきまして、我々足かけ3年目に入ります。まだまだ厳しい世の中でございますが、地域のために一生懸命取り組んでいる内容でございまして、昨年度の主な活動報告をさせていただきます。

営業関係としまして、(1)です。①のほうとして、県の緊急雇用創出事業というのがありまして、美濃加茂市と御嵩町においてサテライト局を設置することができました。8名を1年間限定する雇用としまして、サテライトを拠点にしてチラシなどを配布して、知名度アップを図りました。

②のほうとしましては、放送と紙面及びウェブをコラボさせた「ららサポマガジン」、これは12月度で発刊しまして、売り上げの獲得策としました。

続きまして(2)で、番組のほうの制作としましては、番組の編成は1クール3カ月単位として構成しておりまして、ボランティアのパーソナリティー、ミキサーの方々、合わせ込んで50名の方々に寄与していただいております。生番組を1日6時間、収録番組合わせて6時間ということで放送しております。また、地域の高校生を主体とした番組「学園ラジオ」というものを放送として開始しました。また、可児市、御嵩町において、防災訓練に参加しまして、ケーブルテレビ可児とともに訓練の放送を実施しました。また、緊急災害放送も御

嵩町においてさせていただいた経緯もあります。

4番目に、これらの主なゲストの出演者数が、この地域でも可児市において269名の方々に来ていただいております。市政情報としては113名でございます。美濃加茂市では128名、御嵩では103名、その他の地域で149名、合わせ込んで649名の方々にゲスト出演していただいております。

可児市内で、主な活動としましては、6月1日には、可児市防災訓練に参加させていただきました。また、6月に入りまして、広見小学校、春里小学校においても防災訓練に参加させていただきました。また、8月においては、可児市の夏祭り、花火大会にはケーブルテレビ可児とのコラボの放送ができました。それと、9月1日には、可児市の防災訓練にも参加をさせていただいて、ここは御嵩町も同時な日にちでしたものですから、同時放送ができて、大規模災害にはこういったことができるんだなあということがわかったことです。それと、先ほどもありましたように、無線クラブとケーブルテレビ可児、FMららとの災害協定を結ぶことができました。最後になりますけど、3月1日に可児市の災害ボランティアネットワーク会議のイベントがございまして、そこにも放送参加をさせていただきました。

続きまして、可児市の広報の番組内容としましては、今現在はコミュニティー番組として、毎週土曜日の15分間、これは地域で頑張っている方々を紹介しておるものです。それから、市政情報としては「おはよう可児市役所」、これは月曜日から金曜日まで各3分ございます。「広報かに」よりの時期に合ったイベントとか募集、お知らせ等をアナウンスしております。タウン情報としましては、「可児市役所からこんにちは」ということで毎週木曜日の15分、市長及び広報大使、各課からの情報番組、生番組を放送してございます。

続きまして、次のページにまいりまして、聴取率をとりまして、昨年度はことし合わせ込んで6回ほどございまして、これは一応全体像をちょっとまとめ上げたものですが、目的としましては、現実が各オーナー、営業的な発想からいきますと、オーナーのほうからどれだけ今聞いているんですかという質問が結構多いです。そういったことからアンケートをとって、皆さんにアピールしておるところですけど、実はこの表から見て、約6割の方が、ららを知っているけど聞かないよという方が大半でございました。また、その逆に3割の方々がやっぱり聞いてますよと、これは時々とか毎日聞いているよということのを合わせ込んでございますけど、通勤途中が多いんですけど、現実が3割の方々が聞いておられるのが判明しました。

こういうことから、我々は、やはりこの地域でFMラジオというのが必要だよということのを初めからお話ししておる中で、そういったことで、いつも聞いていただけるような癖というか、本当にラジオというのが必要だよということのを今後もアピールしていきたいというような結果のあらわれでございます。

続きまして、次のページ行きます。

こういったことから、今後の対処すべき課題を掲げております。やはり売り上げの拡大を図り、経営の安定化を目指していきたいと思っております。そういったことから(1)として、

安定した経営基盤の構築に向けた営業の強化ということで、①一般CMの獲得の拡大のために、2市1町の放送エリアにとどまらず、近接の市町村にも営業展開を今図っております。また、東海環状につながるコミュニティーFM、岐阜県では4局ありますけれど、東海圏では24局ございます。そういった方々と横の連携をとりまして、広域的に負けないようなラジオ局にしていきたいという発想から、こういった取り組みを図っております。

②として、重要な地域情報として、自治体のニーズに沿った番組企画を提案し、行政からの番組受託量の拡大を図ってまいります。合わせ込んで、隣接の自治体への番組の受託営業の展開も、今後も進めてまいります。

③としまして、フリーペーパーにCM放送とウェブ広告を連動させた「ららサポ」の協賛店の獲得に力を注ぎます。親しまれる地域誌づくりとともに、早期に営業の柱として成長させていきたいなと思っております。

続きまして、(2)地域に親しまれる、必要とされるコミュニティー放送の創造ということで、やはり、知名度アップのために地域イベントなどに多く参加して、積極的に進めていきたいなと思っております。

2つ目として、リスナー拡大のために、スマートフォンなどで、インターネット環境で聴取できるサイマル放送という導入を検討していきたいと思っております。

③としまして、災害時など、地域から信頼されるFM放送を目指して、日ごろから各自治体や近隣局との情報を共有して、連携体制の強化を進めてまいります。あわせて、災害情報の充実を図るために、NHK県下の災害情報の活用についても協定を結んでまいりたいと思っております。

以上、FMららの知名度は上がりつつもありますけど、経営環境はまだまだ厳しい状況でございます。当社は地域のFM局として住民皆様とつくる「音の道」を目指してまいります。今後とも一層の皆さんの御支援を賜りたく思っております。

なお、最終ページにおいては、参考資料としまして貸借対照表並びに損益計算書をつけてございますから、後でお目通しをしていただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

以上で事業報告は終わりました。

今の事業報告に対する質疑を行います。

○委員（山口正博君） 営業利益のほうマイナスになっておると思うんですが、これは少しずつ改善しつつあるという、先ほどの御説明でしたが、どこに原因があって、どこに力を入れなければならないかというのがわかっておれば、教えてください。

○FMラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） やはり、FM局というのが、この可児市に存在するということが、まだ先ほどのアンケート調査によって少ないという、FMららは知っているけど聞かないよというようなことからあらわれてはいますが、現状、ラジオが何するところだということのまだまだ認識が薄いような気がします。私もここに来て3年目に入りますが、現状、私の自分の足で回った中では、FMらら知ってるよと言うけど、

どうやって聞くのとかいった言葉も出てきます。それから、ラジオという言葉が今の若い世代にはわかっておられません。これは困ったなあということで、先ほどもお話ししましたようにスマートフォンなどで聞ける仕組みも必要であるかなと、こういったことをやって皆さんに知名度アップを図ってきております。

経営から見ると、ラジオでCMを図って、どれだけスポンサーの方が利益をこうむるかというところへ入っていくわけですけど、やはりラジオの必要性というところはわかるんですけど、ラジオに効果があるのかなというところは、まだまだわかっておりません。我々としては、そういったところを努力のために知名度アップを図って、多くの方が聞いておるよということになれば、ひょっとしてスポンサーの方も、ああ、ここでスポンサーを打てば皆さん聞いておるんだなと、紙媒体よりも有効でもあるなということ、多分認識はされるんじゃないかなというところが一つの本当の大きな課題です。

そういうところから、まだまだ3年目に入ってきたわけですけど、やはり設備投資も3,500万円という大きな数字をとっています。現実、スタートから赤字でございます。我々、4年後には黒字化という計画論を持って、今進めてございますけど、やはり皆様の認識ももう少し高めていただければ、非常にこういったところがプラスアルファになってくるんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

○委員（山口正博君） 私もたまに聞くだけなんで、間違っていたら済みません。番組のほとんどをパーソナリティーが多分構成するかと思うんですけども、ボランティアということで聞いております。いろんな番組ありますけれども、これはそのパーソナリティーのおのおのがつくり上げるのか、それとも会社の中に企画部、企画するところがあってやられるのか、どちらなのでしょう。

○FMラインウェブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） 今、総勢50名のパーソナリティーの方々に支援していただいています。実は、社員として私入れて4名しかございません。そういったことから、企画案も出してはございます。ただ、我々は最初にパーソナリティーと話し合いをしまして、まず、パーソナリティーがどういったことをこのラジオ放送を使って地域の方にアピールされますかという素案を出していただきました。そういうところから、我々がこういうふうに練っていいものをチョイスしながら、じゃあこうしようという、ボランティアとうちの中でお話を進めながら、進めておるとというのが現状でございます。

ですから、我々がこうして欲しいですよというのは、最近少しずつ出てきております、現実が。ということもありますが、やはり、地域の方々がいろんな場面場面で、こういうお話をしたいですよという要望を酌んで、今、取り組んでおります。以上でございます。

○委員（山口正博君） 1つ提案なんですけれども、私聞いたときに、女性の方の会話だったんですが、こんな言い方をすると失礼かもしれませんが、女性の井戸端会議のようなものの中にはありますし、やはりボランティアという、やはり趣味でされる方が出てくるんじゃないかなあと。例えて、そのパーソナリティーに独自の企画をさせて、その企画がよければ、多分聞いていただける。聞いていただければ、スポンサーもそこについていただけると。そ

ういったような取り組みで、競争させるといふと語弊がありますがけれども、その中でやはり幾らかの報酬を出していくという形をとっていかないと、なかなか私は向上していかないと、ういふに思うんですが、そのようなお考えはないでしょうか。

○株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） ありがとうございます。実は、本当になかなか、本来ならば民営でございますので、お金を出して当たり前、お金を出して、報酬を出しているから我々コントロールしたいということでやりたいところでございます。現実的には、そういった要望を出しながら、一方で番組審議会というものを使いまして、審議会のメンバーの方々にと御意見いただきまして、それをパーソナリティーの方々にとお話しして、理解していただいております。

ただ、先ほど言いましたように、一番先ほどおっしゃいましたように、売上利益のマイナスは何かということなんですけれども、とにかく売上げがないということです。昨年度は、こうやって支援事業がありまして、何とか売上げがあるように見えますけれども、実際には、最低営業ベースで常時3,000万円以上のものがないとやっていけません。今の状況では、今、山口委員からアドバイスいただきましたような報酬というんですか、ささやかではありますけれども、そういうことを出せるようにしたいです。したいですけれども、本当に残念ながら、我々の力不足でございますけれども、まだまだ広告をとる力もない。いろいろとやって、近隣局に頼んでいるんですけれども、広告をとる力もない。そういった意味で、やっぱり今、私どものぜひお願いしたいのは、行政関係の方からいろんな報道だとか情報を流していただいて、それを我々仕事として発信していきます。そういった意味で立ち上がりを支えていただきたい。それをベースに、我々同じように並行して仕事をとっていきますし、いろんなプロモーション企画もできます。可児市だけじゃなく、近隣の行政にもいろいろとお願いしながら進めていきたいということで、今、走り回っているところでございます。そういった意味で、ぜひいち早く、我々がコントロールできるようになりたいなあと思います。

FMというのは、やはり有線と違って、最後には無線じゃないと届かないということもあると思います。せつかく私ども2年前につくった会社を、これを失くすことは絶対あり得ないと思う。とにかくしがみついてもこの会社を残していきたいし、発展させていきたいというのは私どもの願いでございます。そういった意味で、ぜひいろんな面で御支援、御支援といひますか、ぜひ利用していただきたい。価値があります。先ほど言いましたように、ほとんど6割の方が知っておられますし、多分、民放の地上波よりも多分聞いておられると思います。いろいろな意味で知っているよと言われます。やっぱりいい情報が集まれば、コンテンツもよくなると思います。これは、やっぱり仕事があればどんどんいいものができてくるということです。先細りにならないように、どんどん成長するために、いろいろなお仕事を発注していただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○委員（亀谷 光君） 社長さん初めまして。私もこうやってお話しするの初めてですけれども、以前のFMを立ち上げた方、もちろん多治見なんですけど、以前は犬山にFMを立ち上げるときに、その方の尽力で犬山に立ち上げられたことは御存じかと思いますが、私も生活

環境が犬山と可児としょっちゅう行ったり来たりしておりますから、FMのあそこのスタジオ、犬山の街道のお城の通り、人が結構いるんですよ。直感的に思うには、スタジオの場所なんですけど、a 1 aの辺に人の集まるスタジオをおつくりになったらいいんじゃないかということと、もう1つは、犬山のFMを見ますと、必ず1時間放送の中にせめて15分、10分ぐらいのコマーシャルがばんばん出てくるんですね。これ聞いてみると、やっぱり営業の方よりパーソナリティーの方が大きな比率を占めておるかなと思うんですわ。聞いておるふうに楽しいなあと、この店の紹介、この会社の営業と、しょっちゅうやっておるんですね。

私は財務まで見ておりませんが、私の友人も遠方から来たときに、FMの関係で犬山へ連れて行ったりして、あそこで人が回遊するところで、外で話しながらやっておるわけです。遊び場というか、あんな感覚なら、ほかにくさかべアルメリアだとか、ほかのところもあるんですけど、ああいったところにスタジオあるんですよ。あれ私見ていて、うちの立派なケーブルテレビ可児のビルがあるんですけども、せっかく今のあんなところへ入り込んで、あれが営業的にはちょっとナンセンスというか、そんな素人なりに直感しているんです。これはちょっと方向的に、中身はわかりませんが、そんなこと思うんですね。以上です。

○委員長（川合敏己君） 今のは御意見でよろしいですね。

○委員（佐伯哲也君） ケーブルテレビのほうなんかですと、当然、その契約のほうから収入があったり、広告のほうも当然あるんでしょうけれども、先ほど社長のほうも局長のほうも言われたとおり、FMラジオとなると、広告収入というのが売上げのほとんどを占めてくるので、今それが非常に少ないんで困っておるという話が出ておりましたが、ちょっと質問になるのか、意見になっちゃうのかわかりませんが、現状、ハウスエージェンシーのようなものはお持ちじゃないですもんね。限られた人数の中で、営業マンが数人お見えになって回ってみえるというのが現状だと思いますが、そんな中で、多分いろんなお店に飛び込みで回られて、コマーシャルどうですかということで話をされておると思いますが、放送圏内にも広告代理店として看板を上げておる会社が2社から3社ほど、たしかあったと思いますけれども、そういうところの連携というのはとられておらんと思うんですよ。

質問やめて意見にします。ぶっちゃけた話、私、地元で広告代理店をやっておるんですが、会社を立ち上げられて3年、当社の方にもまだ一度も営業に来られておりませんし、ただ、うちのような会社でも、ZIP-FMだったり、岐阜放送しかり東海ラジオ、CBCラジオ、毎月とはいませんが、年に数回、タイムテーブルを持って営業に来られるんですね。やっぱりそういうところの力を利用して、いろんな方の協力を得ながら営業をかけていくということがやっぱり一番大事なことだと思いますので、営業マンをふやして営業していくというのは物理的に難しいと思いますから、限られた人間の中で、広告収入をふやす努力というのは、またいろいろ手があると思いますので、また御検討していただければと思います。

済みません、ちょっと質問でもなく生意気なことを申し上げて申しわけありませんが、よろしく願います。

- 委員長（川合敏己君） ただいまは質疑の時間でございますので、質疑をお願いいたします。
- 副委員長（伊藤英生君） 先ほど、しがみついてでも残していきたいというお話で、まさにそのとおりだと私も思います。防災の面でも、最後まで残るのは電波のインフラというふうに言われておりました、こういったFMというのは地域一体となって残していかなければならないというふうに私も思っておりますけれども、可児市議会であつてFM放送のほうで一般質問を放送しておりましたけれども、今やめておりますけれども、議会のほうとFMとのかわりというのが、今散発的にいろいろお願いしたりとかはあるんですけど、定期的に何かとかそういったものもない状況でございます。もし、局長のほうから議会に対する要望とか、提案とか、そういったものがありましたら教えていただきたいなと思います。
- FMラインウェブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） ありがとうございます。先ほどから皆さんの御指摘のとおり、いろいろまだまだ営業不足だなと思っております。いろいろの取り組みは我々なりにやっておると思っておりますけど、また個々に懇談して少しお話をさせていただきたいと思っております。
- 今、御要望の話が出ましてですけど、我々、やはり先ほど言いましたように、FMららの存在感ということ、やはり地域の方々にいかに知っていただけるか、また利用していただけるかということが一番の課題だと思っております。先ほど社長からもお話がありましたように、いかに地域の方々に聞いていただくかということの手段を広めていただきたいと思っております。ここが一番大切なことであると思っております。やはり、こういったことが一つ一つ営業の力になってくるかなと思っております。
- 我々、手法というのはいろんなことを模索して、皆さんの御指示、アドバイスなんかをいただいて今やっておる最中でございますけど、やはりFMららが一番最小限、聞いていただくという手段、例えば災害にはやっぱりラジオを聞けという手法を、今、市長からも話が出ております。こういったことは非常にありがたいんですけど、年に2回なんです、それは。これではまだまだ浸透することは非常に少ないのかなと思っておりますけど、日ごろから広報紙の中にも少しずつ入っておりますけど、やはり1面に出していただくとか、こういったことが非常に我々の力になってくるんじゃないかなと思っております。
- また、市議会のアナウンスなんていうのは、非常に必要だということも聞いております。こういったものの予算がつけばという話も聞こえてきます。なかなか我々お話ししても、予算化の中では厳しい話でございますから、やはりひとり立ちできるまで、何とか皆さんのお力添えもいただきたい。そういったことから、何とか早く逆に恩返しができるいいなと思っておりますから、できるだけ一人でも多く聞いていただくような手段を少し考えて、我々も提案を出しますけど、何か御要望あればというところがございます。よろしくをお願いいたします。
- 株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役社長（日下部幸吉君） 先ほど議会の中継の話というのがございましたけれども、私は豊田市にこれまでおまして、車で動いておまして、FMで議会中継をやっているわけですね。テレビでも議会中継の話を見たことはあるんで

すけれども、車を運転しながらラジオで議会の話を聞くというのは、余り音楽は得意なほうじゃないもんですから、いろいろなお話なんか聞いてますと、議会の話、済みません、結構おもしろいんですね。結構、お客さんというんですかね、視聴者の方々も、割とながらでラジオを聞くというのは結構あるんじゃないかなと。話題にあの人、このときあの話があったよねとか、話題になるのは、禁煙に対してどう思われますかとか、そういう対策についての議会の中継があったんですけど、そういうことかと。私たばこ吸うんですけど、そろそろ気をつけなくちゃいけないなと思ったりするわけです。

やっぱり、そういう議会の今議論されている話というものを、テレビもいいんですけども、一方で、ながらでもいいから情報発信するということも御検討いただければうれしいなあと、ぜひ我々はその体制をつくっていききたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） それでは、ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

少し時間も長くなりました。発言もないようでございますので、以上をもちまして質疑を終わります。参考人の皆さんには、長時間まことにありがとうございます。

それでは、こちらの室内の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○委員長（川合敏己君） それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

報告事項3. 報告第8号、平成25年度事業報告及び収支決算書を議題といたします。

それでは、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は、経営状況を報告していただくため、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長の金子孝司様に御出席をいただきました。

それではよろしく願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） では、改めましておはようございます。

今紹介いただきました、この4月から一般財団法人可児市公共施設振興公社のほうへ派遣されています事務局長の金子です。よろしく願いいたします。

では、座って説明をさせていただきます。

それでは、配付資料14番について説明させていただきます。

14番の平成25年度一般財団法人可児市公共施設振興公社事業報告及び収支決算について、私から御説明を申し上げます。

なお、本事業報告及び収支決算につきましては、5月28日開催の理事会及び6月12日開催の評議員会において承認をいただいております。

また、資料の一番後ろにつけさせていただきましたように、業務及び財産の状況につきましては、5月14日に監事の監査を受けていますので御報告させていただきます。

では最初に、平成25年度事業報告について御説明をいたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、本公社につきましては、平成25年3月19日付で財団法人から一般財団法人への移行認可を受けまして、同年4月1日付で一般財団法人への移行登記を完了しまして、一般財団法人へ移行しました。

平成25年度は、一般財団法人への移行に伴いまして、公益目的支出計画に定めます公益を目的とする文化芸術及びリクリエーションの振興に関する事業を確実に実施するとともに、そのほかの事業についても適正で効率的な運営に努めてまいりました。

1の会議の開催状況につきましては、記載のとおり理事会を3回、評議員会を2回、それぞれ開催しております。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。

2の事業の内容としましては、可茂衛生施設利用組合からわくわく体験館の指定管理者の指定を受けまして、わくわく体験館の管理運営事業を行うとともに、市からの委託によりまして、学校給食センター及び保育園の給食調理事業を行っております。

(1)の公益的事業であります文化芸術及びレクリエーション振興事業につきましては、わくわく体験館のガラス工房を活動拠点としまして、市民の方が気軽にガラス工芸が体験できる講座や、ガラス工芸作品展、イベント等を開催しました。

また、わくわく体験館の利用者拡大に向けまして、各種PR活動を行うとともに、JAFの会員優待施設登録や団体割引、お風呂の利用者ポイントカードを新たに実施しております。ここに書いてありますように、ガラス工芸講座、イベント等の参加者数は、昨年平成25年度9,281人で、前年度に比べまして359人の増加となりました。ガラス工芸講座につきましては、可児ガラス工房に講習を委託しまして、とんぼ玉づくり、スタンドグラス、吹きガラスなどが気軽に楽しめる体験コースを初め、各種講座を開催しました。利用状況についてはごらんのとおりであります。

続いて4ページをごらんいただきたいと思います。

出前講座では、各種イベント等に出店参加しまして、とんぼ玉やスタンド小物づくりなどを行うとともに、廃ガラスなどを使ったリサイクル講座も随時開催しました。

次に5ページをごらんいただきたいと思います。

講座教室によるガラス工芸作品展を開催しまして、ガラス工芸の啓発に努めるとともに、リサイクルをテーマにしたごみと遊ぼうやガラス作品をテーマにしたイベント等を開催しました。

続いて6ページをごらんいただきたいと思います。

利用状況についてはごらんのとおりであります。

6ページですけど、その他PR活動としまして、名古屋の中日ビルとセンサーにおきまして、わくわく体験館のPR活動を実施しました。

次に(2)のわくわく体験館施設管理・貸館事業であります。わくわく体験館を地域住民

の交流の場として、安全・安心な利用を提供するため、宿泊室や体育館、浴室施設等の適正な管理に努めました。

宿泊施設等の利用者数は、年間で1万5,648人で、前年度に比べまして約2,000人の減少となりました。主な要因としましては、ごらんのとおり宿泊施設の利用者は微増しておりますが、体育館利用者の大幅な減少が原因で、約2,000人の減少となっております。ただし、体育館の利用人数としては減っておりますけど、稼働率としましてはほとんど変わっていないという状況であります。利用団体の数としてはほとんど変わっていないという状況であります。

次に7ページをごらんいただきたいと思います。

(3)の学校給食センター給食調理事業であります。給食センター調理場に公社の職員であります場長1名を配置しまして、市からの派遣職員5人を含め、51人体制で調理業務を実施しました。1日平均当たりの調理数としまして、9,300食というふうになっております。

(4)の保育園給食調理事業であります。市内4カ所の保育園の給食調理業務を市から受託しまして、栄養士1人、あと調理員10名の11人体制で調理業務を実施しました。各保育園ごとの1日当たりの平均調理給食数はごらんのとおりであります。一番多いところで、めぐみ保育園の150食ということになっております。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。

3の役員等に関する事項についてですが、記載のとおり理事6名、あと監事2名、評議員8名となっております。なお、任期につきましては記載のとおりでございます。

次に、4の職員に関する事項であります。平成26年3月31日現在の職員数は、公社職員の数ですけど、68人です。この中には市からの派遣職員の人数も入っております。前年度より1名増加ということになっています。この1名増加につきましては、兼山保育園を新たに平成25年度行いましたので、その関係で1名増員という形になっております。

なお、平成25年度につきましては、公社の事務局長を市からの派遣職員で務めるということになっております。

以上で事業報告について御説明を終わらせていただきます。

続いて、10ページの平成25年度収支決算について御説明を申し上げたいと思います。

11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページの正味財産増減計算書について御説明申し上げます。

(1)の経常収益の合計につきましては3億6,091万1,040円です。昨年に比べまして1,826万9,025円の増額となっております。

経常収支の主なものとしましては、②の事業収益で、わくわく体験館の利用料収益及び指定管理料収益、そして学校給食センター及び保育園の給食調理受託収益と③の受取補助金で、市からの公社運営補助金であります。

学校給食センター及び保育園給食調理受託収益の増額につきましては、要因としましては、給食センターの正職員がふえたこと、また兼山保育園の給食調理業務の新規受託によりまし

て、人件費関連経費が増加したことによる業務委託料の増加によるものであります。

(2)の経常費用としましては、①の事業費と②の管理費に分かれています。

事業費につきましては、文化芸術及びレクリエーション振興事業、わくわく体験館施設管理、貸館事業、そして給食センター及び保育園給食調理事業にかかわる経費であります。経費の合計としまして3億3,277万6,697円です。前年度に比べまして約1,500万円ほどふえておりますが、増加要因としましては、これまで平成24年度欠員になっていました学校給食センターの調理員3名を補充したこと、また、先ほども申しましたように、兼山保育園の調理員の新規採用と平成24年度育児休業をとっていました職員が職場に復帰した等によりまして、職員に係る給料及び福利厚生費が約1,600万円ほどふえたことによるものであります。

なお、事業費の①の項目の3つ目を見ていただきますと、福利厚生費が約550万円ほどふえておりますが、このうち約360万円につきましては、これまで職員の退職金共済負担金を負担金で支出しておりましたけど、平成25年度から科目変更を行いまして、福利厚生費に振りかえたということもありまして、福利厚生費が550万円ほどふえているということになりました。その一方で負担金のほうが減っているという形であります。

続いて、臨時雇い賃金が昨年度に比べまして約240万円ほど減っているのは、給食センター及び保育園のパート職員が平成25年度は2人減ったということによりまして、賃金が減っているということでもあります。

続いて、消耗品と修繕費が昨年に比べましてそれぞれ約120万円ほどふえておりますが、これはわくわく体験館の設備の老朽化に伴いまして、宿泊室の冷蔵庫、それから浴室ロッカーなどの更新、そしてガラス溶解炉やボイラー等の修繕を行ったことによりまして、修繕とか消耗品等がふえているという状況であります。

同じく燃料費と光熱水費につきましても、昨年度に比べましてそれぞれ約130万円ほどふえておりますが、これにつきましては、ガラス工房で使用しておりますブタンガスや給食センターで使用する灯油、電気料金などが値上がりしたことによりまして経費がふえているという状況であります。

続いて、賃借料につきましては1,119万7,954円で、主に給食センターと保育園の調理施設に対する市への借り上げ料であります。

租税公課につきましては1,105万2,200円で、ほぼ全額が消費税となっております。

委託料につきましては3,385万8,129円で、主にわくわく体験館のガラス工房運営委託料と夜間管理業務委託、あと学校給食センターの白衣洗濯業務委託料などでございます。

次に、②の管理費につきましては、公社運営に係る経費でありまして、合計で2,780万9,731円です。前年度に比べまして約390万円ほどふえておりますが、これにつきましては公社の事務局長が平成24年度までにつきましては公社の嘱託職員でありましたけど、平成25年度から市からの派遣職員ということで、それに伴う給料、福利厚生費がふえたことによりまして。

賃借料につきましては、主に給料会計ソフトや複写機のリース料でありまして、108万

6,629円となっております。

委託料につきましては、主に顧問税理士料や税務コンサルタント料で、154万3,500円となっております。

次に12ページをごらんいただきたいと思います。

①の事業費と②の管理費を合計しました経常費用につきましては、3億6,058万6,428円で、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額はプラス32万4,612円であります。これによりまして、一般正味財産期末残高につきましては513万7,850円となりまして、指定正味財産期末残高の1,500万円と合わせまして平成25年度正味財産期末残高は2,013万7,850円になります。

次に13ページをごらんいただきたいと思います。

13ページの正味財産増減計算書内訳表につきましては、ただいま御説明いたしました正味財産増減計算書を事業別にあらわした表となっておりますので、説明は省かせていただきます。

なお、実施事業等会計の文化芸術及びレクリエーション振興事業につきましては、公益を目的とした事業で、公益目的支出になります。

あと、法人関係につきましては、公社運営に係る経費で、正味財産増減計算書の②の管理費と同じ内容となっております。

次に、14ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

まず資産の部でありますけど、流動資産合計につきましては3,185万4,872円で、固定資産合計につきましては1,675万7,700円です。固定資産の主な内容としましては、基本財産定期預金1,500万円、あと減価償却引当資産としまして173万606円であります。

次に負債の部でありますけど、負債合計としまして、流動負債の2,847万4,722円で、これの内訳としましては、未払費用が960万9,348円、未払消費税等が339万1,700円、そして社会保険料などの預り金として1,547万3,674円となっております。この内訳につきましては、15ページのほうにも書いてあります。

そして、正味財産の部でありますけど、正味財産合計につきましては2,013万7,850円で、内訳としまして、指定正味財産1,500万円と一般正味財産であります513万7,850円となっております。

次いで15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページの財産目録につきましては、先ほど説明した内容となっております。

次いで16ページにつきましては、財務諸表に対する注記でありまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で平成25年度収支決算の御説明を終わらせていただきます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

よろしいですか。

それでは質疑もないようでございますので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

それでは事務局長の金子孝司様、ありがとうございます。御退席をお願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○委員長（川合敏己君） では会議を再開いたします。

次に委員会質疑、災害防止の諸対策についてを議題といたします。

伊藤健二委員より通告がありましたので、質疑の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 防災安全課所管の幾つかの事項について、災害防止の諸対策ということでお聞きをいたします。

①この夏、広島市を初めとして長野県南木曾町、高山市など、豪雨、台風接近などによる土砂災害が発生をしました。地域住民の命と安全を守る上で、地域住民への防災情報の周知、あるいは警戒情報、危険からの避難勧告、また指示などの観点から、どのような教訓をこれらの事例から引き出すべきと考えておられるか、お尋ねをいたします。

2番目として、可児市では、木曾川・可児川ハザードマップ、これは岐阜県木曾川水系可児川浸水想定区域図、平成16年3月公表に載っておりますが、これに7・15豪雨災害の実際を浸水エリアとして加えたものでありまして、浸水・土砂災害危険図が整備をされています。また、岐阜県の平成24年12月告示を受けて、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が示された「可児市土砂災害ハザードマップ」として、平成25年に作成もされています。土砂災害から身を守るために、日ごろの備えと早目の避難を心がけましょうとこの中にも呼びかけているところではありますが、そこで幾つかの論点で備えと避難をうまく達成できるように、防災安全課としての対策等を質問いたします。

1つ、岐阜県の土砂災害危険箇所は1万3,000カ所以上となっておりますが、可児市にも約300カ所に及ぶ状況となっております。急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況、これは直接は建設部土木課の所管となるようですが、防災担当としてその到達点をどのように把握し、いざというときに備えて認識をされているかお示してください。

2つ目は、国、内閣府の作成するガイドラインを受けて、住民への避難勧告等の判断、伝達マニュアルが改定されるとなるわけですが、その対応についてどこまで進んできていますか、お示してください。

住民避難にかかわって、住民自身が自分の住む地域の危険内容をよく承知し、理解することが重要だということは論を待ちません。可児市の地域防災計画風水害編の風雨の2ページにあるように、お尋ねをしたいと思うわけですが、①として、地区、自治会単位での危険内容の周知と教育、あるいは啓発など、こうした面からの対策はどうなっていますか。

②危険情報、避難関連情報の伝達として、伝達システムの構築とその内容の向上対策とし

てはどうでしょうか。

③第4節避難対策のうち、市の避難所における非構造部材の耐震化の状況、具体的には公民館等のつり天井の空調機器の落下防止対策の進捗などについて、わかればお示しいただきたいという点であります。

(3)としましては、そうした状況の考察の上に立って、来年の降雨季までに、夏ごろまでには本市としては情報伝達ツールについて、どのように改良を加えていくおつもりなのか。お考えがあればあわせてお示しく下さいということで、今読んだとおりであります。よろしくをお願いします。

○委員長（川合敏己君） 執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（杉山徳明君） よろしくをお願いします。

質問のまず一番最初の1点目の、各地で発生した土砂災害から、気象情報、避難勧告・指示など、情報の周知の観点からどのような教訓を引き出すべきと考えているかということについてお答えをします。

みずからの命はみずからが守るとというのが重要であると考えております。土砂災害警戒区域に関して言えば、危険なところであるという認識に立っていただいて、前兆現象や気象情報など、みずからが取得し、みずからの判断で避難準備や避難行動をすることが大切であるということが改めてわかったところではないかなというふうに感じております。また、お住まいの場所が危険であるというそもそもの情報を事前に知っておいてもらうということについても、重要であるというふうに感じます。それを行政がうまく伝えることも、今回の教訓だというふうに考えております。

続きまして、2番目の備えと避難をうまく伝達できるよう、防災安全課の対策等を質問するという1つ目の急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況について、どのように把握しているか、また認識を示されたいということについてお答えをします。

土砂災害警戒区域等の指定変更は、工事完了、いわゆる事業完了後に指定の変更手続がなされることから、施工中は従前と同様の指定区域というふうに捉えております。もっとも工事については、所管課が主体となって中心に進めてもらうところですので、そういうふうな形で進めてもらうところについては認識をしておるところですし、情報についても共有しております。いつから着手していつ完了するかという工事の進捗状況に応じた情報共有も大切だと思いますけど、それよりも気象状況に応じた現場の対応がしっかりやってもらっておるかというようなことが大切であるというふうに認識をしておるところです。

続きまして、2つ目の避難勧告等の判断、伝達マニュアルの改訂、対応について、どこまで進んできたか。そのうちの1つ目の地区自治会単位での危険内容の周知と教育啓発、また対策と2つ目にありました危険情報、避難関連情報の伝達システムの構築と向上は関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、委員御案内のように、平成26年4月に内閣府が作成した避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインに基づきまして、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準につい

ては、既に暫定運用しているところでございます。

土砂災害警戒区域等の周知は、平成25年度に土砂災害ハザードマップを全戸配付し、周知をしているところでありますけれども、認識には差があると感じておるところです。関係する自治会には、わが家のハザードマップと重ねたものを印刷して配付するというのを、さきの一般質問のほうでもお答えをしたところでございますけど、そういうふうな考えを進めていきたいというふうに考えております。

また、避難情報の伝達については、同報無線はもちろんのこと、改めて関係自治会長に直接メールで情報伝達していくところも考えなければいけないかなあというふうに考えております。

続いて2つ目の3項目めにありました市の避難所における非構造部材の耐震化の状況、特に公民館等のつり天井空調機器の落下防止対策の進捗状況についてお答えをします。

まず、小・中学校の体育館については、全校において改修済みというふうに聞いております。公民館については、平成27年度に設計に入る計画で、体育室のほかに玄関ロビーのところでは高さがあると思いますので、そちらについても、規定ではないけれども落下防止策については進めることとして計画をしているようでございます。

続きまして、最後の質問の、来年の降雨季までに情報伝達ツールをどのように改良するのかという点でございますけど、改めて情報伝達ツールとして改良するというふうには考えておりませんが、本市の情報伝達ツールを改めて御説明させようと、防災行政無線、それからすぐメールかには登録していただいた方への緊急メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッターによる情報発信、それから携帯電話等のキャリアによって名前が違いますけど、エリアメールまたは緊急速報メールというところも出させていただくようになっていきます。それから広報車、または消防団の巡回による広報などを利用することとしておりますので、御確認をしていただければと思います。

それから、市がこれらの情報伝達ツールを使って、空振りを恐れず早目にタイミングよく避難判断情報を出すことが大切であると考えております。また、受け取る側については、繰り返しになりますけど、危険なところにお住まいであるということを知っておいてもらうことがまず大事です。それから、そういった方々が特に事前に避難先や避難方法などを考えておいていただくことや、気象情報はどんなものが入手できるか、あるいは情報収集できるかということを確認しておいてもらうと。そして、いざというときには行政からの情報を待つことなく、早目に避難することで命を守ることが重要であるというふうに考えております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 二、三点だけ、ちょっと改めてお尋ねをします。

昨夜も広島市の事例では、災害復旧の困難性や水道施設等の問題をニュースで結構な時間を割いてやっておりましたが、平成26年8月20日から以降、ずうっとこのいわゆる大規模な集中豪雨的、ゲリラ豪雨的な雨量の増大、それも一気にふえるというような、これまでの想定をはるかに超える状態の中で引き起こされた大災害に対して、どう教訓化し引き出すかと

ということで、いろんなことが確かに論じられているんですが、直後のNHKがやった時論公論で、図解も含めて結構細かく指摘をされていました。それから、最近でもまたいろんな角度での検証がなされていますが、私が聞きたいのは2つあって、1つは判断がおくれたという問題について、つまり逃げおくれたということですよ。これについては可児市が教訓化するときには、我が市ではそのような危険な地域にお住まいの皆さんに、市としてはこれ以上いくと危ないかもしれないというような判断を、いつ誰がどう立てるかという問題では、対応上の、システム上のおくれはもうないという理解に立っていいかどうかということをも1つ聞きたい。

それから、2つ目は避難をせよと言ったけど、自主的に避難した人が避難所が開いていなかったとあって、大変な目に遭ったという話が数日前のときも載っていましたが、中日新聞等にも載っています。朝日新聞にも載ってました。要するに、可児市の場合は避難勧告、もしくは避難指示というときには当然公設された避難所は開くはずですが、開くはずというふうに聞いていますけれども、こういうのは真夜中で、かつ急激に起きた場合でも基本的には該当地域へ連絡、伝達指示が行って、避難所が開設されるというシステムまで、現時点でいくようになっているというふうで理解をしてよろしいでしょうか。

判断のおけないという問題が1点と、避難所の開設に向けた流れ方についてはどうなっていますでしょうか。

○防災安全課長（杉山徳明君） まず、現状のところ御指摘のようなところについては、最善を図っておるというふうに考えております。

まずシステム上のおくれがないかということにつきましては、つい先日の台風のときにも、暫定ですけれどもタイムラインという考え方を整理しまして、何時間前にはどんなことをやらなきゃいけないかということを表にあらわして、それぞれの部署がどんなことをやらなければいけないねというものをまとめつつあります。あくまでも暫定ですので、今後追加記入していく必要があると思えますけど、そういったものも用意して進めているということです。

それから、例えば可児市の場合は御承知のように10分10ミリという雨がどこかで降りますと、最低限防災安全課の職員は待機態勢に登庁してきて準備に入ること。それから、土木課の職員についても監視態勢に入っておると。それは自宅から監視態勢に入る場合と、登庁してきて警戒に当たる場合と2種類持っておりますけれども、そういったシステムは既に持っていて、常に継続実施しておるということが大きなところにあると思えます。

それからもう1つ、避難所の関係については、当然避難所が開いていないということがないように事前にそのタイムラインの中でも確認をするようにしておりますし、また開ける前に、必ず担当のところに確認をして、開くかどうかということについても確認をしながら開けておりますので、そういった準備が怠らないようにということで、タイムラインを中心にやっっていこうというふうに考えております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 最後に確認ですけど、土砂の場合にしろ、増水による河川での浸水被害、もしくは内水排路難等の想定にしろ、雨等が主要な原因になって、そこで時間かけて見

ますよね。急激な変化をしていく場合も追っかかりますけど、その情報を出した判断を、最終的に被害を受けるであろう世帯にまでどうやって届けるかという点では、基本的にどういふふうに考えているとおっしゃったのかな。そこへ可児市から直接、該当する世帯へ電話を入れて、あんたのところ危ないで早く逃げたほうがいいよという話をするというシステムではないですよ。つまり、自治会長なり広報なりで呼びかけるというんだけど、広報は豪雨の場合についてはよく聞こえない。現行でも音の聞こえないセクションがまだ多少残されておるといふ問題があって、広報ではうまくいかない。そうすると、メールか自分で判断するか、自分の家の周りを常時監視しておってもらって逃げるかという話になっちゃうのか、そうではなくて、自治会長なり自主防災組織の責任、セクションに市からこの地域は危ないかもしれない、早目の判断で行動を起こせという指示を入れるのかどうなのか、その辺についてはちょっとどういふふうに今考えておられるんですか。

○防災安全課長（杉山徳明君） 現状のところでは、委員おっしゃったように防災無線等の情報伝達ツール、先ほどお話した伝達ツールしかありません。中にはお話をした自治会長には直接メール等でお知らせをする必要があるだろうというふうに考えておりますので、そのところは何かの形で伝わるようにしたいなあというふうに考えています。

ただ、広島は別としまして、今までの災害等を見ますと、どうも行政の情報、あるいは逃げなさいよという情報を待っていらっしゃるといふのが多く報道にも載っていると思いますけど、そうではなくて、やっぱり自分の命は自分で守るべきですよということを、常平静にお伝えして、できるだけ身を守ってもらう行動を早目にとってくださいねというお伝えをすることが、まず大事じゃないかなということだと思っています。

したがって、時が起きたときにもう危ないから逃げてくださいねということではなくて、御自身が逃げてもらう、あるいは避難してもらうという行動を早くとっていただくということが大事だということが、今までの教訓じゃないかなというふうに考えています。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに発言はありますか。

[挙手する者なし]

ないようでございます。

以上で委員会質疑を終了いたします。

以降の議事の説明を行う方以外は順次御退席をいただいて結構でございます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○委員長（川合敏己君） 再開いたします。

報告事項4. 可児市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○企画経済部長（高木伸二君） それでは、可児市部設置条例の一部改正ということでございますが、資料は特に用意はできておりませんし、御承知のとおり、来月市長選挙でございますので、今ここで具体的なお話はできませんけれども、12月議会にこの部設置条例の一部改正をお願いする場合がありますという状況になっておりますので、頭出しと言うとちょっと失礼ですが、まず御報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） 以上のような状況でございますので、質疑は省略いたします。
ほかに発言ございますか。いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして報告事項5. 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○財政課長（酒向博英君） 本日お手元の資料の中で、報告事項5 関連という名前で現行の条例を出しておりますので、そちらのほうを御確認いただきたいと思います。

12月議会におきまして、条例の改正を予定しているものでございます。

改正の理由といたしましては、指定管理者の指定に関する手續等のこれから申し上げます2点について、所要の見直しを行いたいというふうに考えております。

1点目は、第8条でございます。

現行の条例の第8条を見ていただきますと、事業報告書の作成及び提出ということで、指定管理者は毎年度終了後30日以内に当該施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告を作成し、市長に提出しなければならないという規定をしておりますが、この実績報告書の記載内容には、管理に係る経費の収支状況等もあわせてこの実績報告書内で報告することになっております。それで、今指定管理を行っております各法人の決算は、総会、理事会等で決定されるものでございますが、毎年どの法人も5月に開催されるという状況になっております。したがって、現在の規定どおり30日以内に提出を受けるということになりますと、こうした理事会、総会の決定前に報告をいただいているのが現状でございますので、現状に合わせて、最終的に理事会、総会等で承認を受けたものを提出していただくということで、現在の30日以内という規定を60日以内に変更してはどうかということで考えておりますので、その点を変更したいというものでございます。

もう1点は、第13条でございます。第13条は市長の管理に関する規定でございます。

現在の規定では、市長による管理を行うケースとしまして、指定管理者の指定の取り消しや、業務の停止を命じた場合、または天災その他の理由により業務を行うことが困難になった場合と、こういった場合を想定して、そうした場合は指定管理者によるものではなく、市長が直接管理をすると規定をしておりますが、これに加えまして、公募等をしていても応募者がなかった場合、こうした指定管理者の申請がない場合もやはり想定をしておく必要があるであろうということから、それをつけ加えたいというふうに考えております。

条例の改正点の主な内容につきましては、その2点でございます。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） 今第8条で、2行目に30日と書いてあるのを60日という話であって、その下のただし書き部分の30日以内という文言とは連動した説明をされていませんよね。ということが1点と、今、公募しても応募がないときの場合等による、いわゆる市長による管理の話というのは、第13条ということの条文の改正で、物事が考えられているという理解でよろしいですか。

○財政課長（酒向博英君） まず1点目の、事業開始終了後30日というのを60日というふうに変更したいということでございますが、その次の年度途中において期間が満了した場合等も、今のところはそれから取り消された場合も30日というふうになっておりますが、これにつきましては、ちょっと今まだ検討中でございます。本当にここに日にちをきちっと書いたほうがいいのか、それとも市長がその状況に応じて市長が指定をした日、年度途中で指定を取り消すということは、それなりの状況があるわけでございますので、それを一律に30日、60日にするというのではなくて、その状況をきちっと把握した上で、市長が指定した日にした方がいいんじゃないかということをおっしゃって、これについては、12月の議会上程の段階で、また説明させていただきたいというふうに思います。

それから、第13条につきましては今おっしゃられたとおりでございます。指定管理者の申請がない場合をこの第13条の規定の中で追加をしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

よろしいですね。

[挙手する者なし]

では次に移ります。

報告事項6. 可児市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） こちらは資料の4をごらんください。

こちら、12月議会に可児市の条例改正を提案するという予定で検討をしているものでございます。

理由は、基本的には行政手続法の改正を踏まえて、市の条例もこれに符合させるという内容でございます。

もう少し詳しく、担当課長から説明をいたします。

○総務課長（杉山 修君） 御説明申し上げます。

まず1番の可児市行政手続条例とはというところでございますが、行政手続法と相まって、言いかえますと、すみ分けをしまして、市が処分や行政指導などを行う場合の手続を定めておまして、具体的には、可児市が行う処分等につきましては、まず法律に基づく処分は行政手続法が適用されますが、一方、条例に基づく処分と行政指導につきましては、可児市行政手続条例が現在適用されております。

これはなぜかといいますと、行政手続法の中で、地方公共団体の条例規則による処分や行政指導は適用除外になっているということになっておりまして、平たくいうと、自治体のことは自治体で決めてくれということになっております。ですので、現在は行政手続法の条文と同じ規定を可児市の行政手続条例に置きまして、法律に基づく処分と条例に基づく処分、あるいは行政指導についても法律と同じ手続で行える形を現在可児市はとっております。全国の自治体でもほぼ同様の体制をとっております。

2番目の改正の理由としましては、行政不服審査制度を時代に即した国民の方々が使いやすいものにするために、行政不服審査法が抜本的に改正されました。これは不服申立期間の延長などでございますが、こういうものとあわせて関係法令の改正が行われましたが、その一環として平成26年6月13日行政手続法が改正されまして、平成27年4月1日に施行されます。その中で、処分等に関する手続について、国民の権利・利益の保護の充実に図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度が整備をされます。これは先ほどお話をしましたように、法律に基づく処分について法律では定められたということなので、この改正を踏まえまして、可児市におきましても条例を改正しまして、具体的には行政手続法に追加された処分や行政指導の手続と同じ規定を可児市の行政手続条例にも追加する改正を行うことで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るというものでございます。

3番目の改正の概要としましては、主に3つございまして、主に行政指導について、今まで法律上の根拠なしに事実上行われてきた手続の明文化といった内容でございます。

1番の処分等の求めにつきましては、この表をごらんいただきますと、まず現状のほうでございまして、市民の方々が法令違反の事実を発見した場合に、今までは法令の規定なしに任意の申し出を市が受けまして、必要な是正措置をとっておりますけれども、こういう手続を今回の条例で明文化していこうということでございます。

2番目の行政指導の中止等についても、ほぼ同じような形でございます。今市から事業者の方々に対して行政指導を行った場合に、事業者の方々から意見や陳述等を個別規定であるとか、あるいは事実上の要求としてお受けして、場合によっては行政指導の中止等を行っておりますが、改正後につきましては、この手続についても条例で明文化をしていきたいということでございます。

(3)の行政指導の根拠等の提示義務ということにつきましては、これも当然のことでございますが、行政指導に携わる者は、その根拠となる法令の条項、条項に規定する要件、権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないということにするということでございます。これはこういうことをきちんと明文化して、市民の方々にわかりやすく、かつ適法な行政指導を行うこととするということでございます。

最後に4番目、施行日でございますが、行政手続法の施行日にあわせて、平成27年4月1日を予定しております。12月定例会で議決をいただきましたら、平成27年1月以降は市民の方々や職員への周知、あるいは準備期間としたいと考えております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、報告事項 7. リニア中央新幹線の環境影響評価等に係る動きについてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（牛江 宏君） それでは、お手元の資料でお願いいたします。ぺら 1 枚表裏でございます。

御承知の方もあろうかと思いますが、直近の話題を最後に加えておりますので、全体を簡単に説明しながら、最後に少しつけ加えた形で説明をさせていただきます。

リニア中央新幹線につきましては、表側に書いてありますように、平成23年から環境影響評価、一般には環境アセスメントと言いますが、その手続が始まっております。その際、方法書の段階で、平成23年でございますが、11月に市からJR東海に一市民レベルと同じ形で意見を提出しております。それから、同年12月には岐阜県知事へ意見を提出しまして、方法書に関する手続が行われております。その後、平成25年9月になりますけれども、環境アセスメントのほうで準備書が公表されております。これによりまして、具体的な路線が示されたということになります。それに対しましては、また市のほうからも意見書を出すと同時に、大萱の里の保全趣意書という形で、何とか地下化を求めるといった形でいろいろな動きをしてまいりました。

裏面へ参りまして、平成25年12月5日には市議会のほうでもその大萱の里の保全に関して賛同いただきまして、意見書を可決いただいたというところでございます。その後平成26年に入りまして、1月に準備書に関して市から県知事にも意見を出しております。これで地下化という大きなものに対しての市としての動きは一つ終えまして、あとは知事からの意見を待っておったところでございますが、知事のほうからは具体的に地下化というところはないというところを受けて、JR東海としては、従来から表明しておりました大萱地区の地上走行をそのまま継続するという形でございます。それ以降、地元からもいろいろお話をいただく中で、市長が大萱地区の住民の方と懇談をすることも重ねてきておりますし、その後、手続的にはJR東海が国土交通大臣に環境影響評価書を提出しまして、環境大臣から国土交通大臣への意見も提出され、国土交通大臣がJR東海にも意見を提出し、その中身を精査した上で、平成26年8月26日にJR東海が環境影響評価書を一部修正しまして公表をしております。

現在、1カ月の縦覧期間でございます。縦覧期間といっても、1カ月過ぎたら縦覧という制度は終わりますけれども、いつでもその中身は見られるということで、今後も中身はいつでも見ていただけるという状態にはなっております。

実際、評価書自体は厚さが30センチ以上ありますので、皆様方に見ていただくということも簡単にできませんので、その状況という形できょうはお知らせをしておりますので、よろしくをお願いいたします。

同日にＪＲ東海が工事実施計画の認可、これは全国新幹線鉄道整備法という法律に基づきまして、認可申請を国土交通大臣に申請をされております。いつ認可されるかはちょっと不明でございますが、認可後着工したいということで、一部報道では10月ぐらいではないかということが出ておるところでございます。

最近の動きの中で少し補足をさせていただきますと、今の評価書の公表の少し前に、地質調査の実施について地元説明という欄がございますが、そこにつきましては、平成26年6月に大萱地区、それから8月には桜ヶ丘ハイツ全体、それから平牧地区の新田地区、それから久々利は柿下地区でＪＲ東海が地元に対して説明をされております。

それから今後の予定でございますが、今申し上げましたように、今後、国土交通大臣が工事実施計画の認可をされた後、着工ということになりますけれども、実質的には着工と申しましてもすぐに工事に着手するわけでもございませんで、まずは全体で工事の前の事業説明会をやりたいということで聞いております。これは市町全体でまず1回やりまして、その後、市内を三、四カ所に分けて説明をしていきたいということをお願いしております。その事業説明会の後、実際に現地へ測量に入るとということで、地権者の同意をそこで得た上で、測量などを行いまして、それで詳細設計が決まってから、どこの用地がどれだけかかるかという確定をしまして、それが確定した後に、また改めて工事説明会をやって、実際の工事着手という流れになりますので、まだ少なくとも一、二年で重機が動き出すということはないと思われまます。とりあえずは地元説明へ入って、地元の皆さんがまずは測量に入って、詳細な設計をしてもらうことに理解を示していただけるかどうかという段階であろうかと思っております。

市のほうとしましても、ＪＲ東海との調整はもちろんです、地元の皆さんとの連携も図ってございまして、地元への説明方法とか、そういうものについても詰めながら進めておるとい段階でございます。またこれについては、もちろんきょうで終わりではございませんので、いろんな情報についてはこちらからも提供させていただいたり、また御質問等があればお受けしたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行いたいと思っておりますが、ございますか。

○委員（伊藤健二君） たまたま平成26年8月に行われた桜ヶ丘の説明会、地質調査等の説明会の会場にりましたが、桂ヶ丘の自治会長が、何でＪＲ東海の説明すべき事項を私が代理で地元の自治会加入世帯に説明をして歩かなきゃいかんのかということで、怒りの意見を言ってみえましたですね。私は別にＪＲ東海の代理人をやる気もないし、だからこんなぺら1枚で中身の書いていない説明の項目書きをもらったってだめなんだから、ちゃんとした説明を書いて一読すれば、少なくともＪＲ東海がいつどこで何をどうしたいのかということについて、地元住民に趣旨が伝わるようにすべきだと、極めて当然なことを言っておられました。大事な指摘をした会長だろうというふうに私も受けとめております。

そのことについて、どうするんだと言ったら、ＪＲ東海が説明をすると言っていたので、しかるべき説明をするということで、そういう説明書なるものが、少なくとも桜ヶ丘の、

あの方は桂ヶ丘でしたので、桂ヶ丘の自分の関係する住民にはきちんと説明して歩けと、J R 東海の側が主体的にということを要求もされていました。

同じ論理でいけば、桜ヶ丘説明会で自治連合会の会長が今回この場を持ったということやけれど、そこに参加したのは70人程度の話だったわけなんで、1,400世帯とか言われておるので、そういうところへどういうふうに必要なことは説明されるかと。

市議会として考える場合は、必要な情報が該当地域の住民に基本的には伝わるべきだというふうに思うんですけど、J R 東海にしてみれば、直接関連している、該当する土地の地権者なり等の関係者に説明がいければいいというふうにも受けとめられるわけで、ここに落差があるわけですね。情報伝達一つとってみても、J R 東海が考えていることについての落差がある。それを市役所が中間になって埋めておくというのも必要だけれども、それは市役所の本来任務じゃないと思うんで、J R 東海側にきちっとやるべきことをやれと。少なくとも最低限説明をするような紙資料なり、内容を伝えられる方法を措置すべきだというふうに思うんですが、その辺について率直な意見、どうなんですか、担当課としては。

○総合政策課長（牛江 宏君） ほかの議員はその場に御出席されてみえなかったもので、今の発言のほうは伊藤健二委員からの内容でどこまでおわかりいただけたかはちょっと置いておきまして、確かにそのような発言がある中で、すぐにその終わったときにもJ R 東海と自治連合会長を前にして、今の発言は非常に重い一言だったので、今後どういう形で、個別に説明するという話を持つのか、それより詳細な資料を添付して回覧でお願いして了解いただけるかとか、いろんな方法はあるんだけど、それはしっかりまずはきょうのそういう意見があったことを受けとめてほしいということ伝えてあります。

地質調査そのものに対して、大きな反対だということではなかったようなので、次のどういう形で実際進めるに当たって、地域の方へその情報をおろしていくかについては、J R 東海で十分それについての検討はしてほしいということはずうっと投げかけ続けてあります。ただ一方で、実は平牧地区では、まだ地質調査もやってもらいたくないというような御意見がありまして、ただいまのところとまっておりますので、今おっしゃっていただきました内容については、もちろん今後やるという形で、どういう形でやるのかはまた検討するんですけども、すぐにその結論を出して桜ヶ丘ハイツ地区に入っていくということがありませんので、ちょっとその辺を私らもしっかりその時期を見きわめるとともに、内容については今委員がおっしゃられたところを伝えておるといところです。

加えて、今の内容は今回の地質調査に限らない話でございまして、今後の事業説明会に対しても同じ流れが当然出てくるというふうに理解しております。その辺については、まさに今、私のほうから申し上げました今後の予定の中に、各地区に入っていくときに、桜ヶ丘というところをどういう対象でどういうふうに進めるかというのは非常に大きな問題であるというふうに理解しておりますので、そこについては、行政とJ R 東海で詰めるのではなく、地域の方にも入っていただいて、どういう説明でどういう方を対象にどんな内容でやっていくのか、どんな進め方をしていくのか、そういうところまで今詰めておる段階でございませ

ので、御指摘の部分については理解した上で進めておるといふふうに思っております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） やはりこれは知事意見、それから国土交通大臣意見がＪＲ東海に提出されているわけですが、その中でもやはり地元への説明を丁寧に行っていくというのがＪＲ東海側に要望されているわけですので、そういった意味では、基礎自治体の行政がそのところを明確にＪＲ東海にするように訴えながら、それはその地域だけの問題ではなくて、可児市全体の問題としてそのスケジュールをしっかりと提示していく必要があるんだろうというふうに思いますので、そのところはその知事意見を国土交通省意見に沿ってＪＲ東海が必ずやらせてもらえるように、地元への説明、それから可児市全体への説明というものは、しっかりとスケジュールを明示させるということが可児市の行政としての使命だと思いますので、そのところははっきりとさせていただいて、議会の方も当然、市全体にも地元にも、そのスケジュール、そしていつどのような説明をしていくのかというものを明確に提示していただきますようお願いしたいと思います。

○委員（伊藤健二君） 工事自体はまだ認可がおりていませんから、全国新幹線鉄道整備法に基づく手続をして、認可がおりて初めて、いわゆる公共事業という側面が明確になるわけです。ただ、それでも財政上はＪＲ東海が自前でやるという話だから、民間がやる事業が公共性が極めて高いということで、国のお墨つきをとったという格好になるわけですね。

だけど、実際に工事の中身を考えてみれば、残土を初めとして大変大きな問題があって、環境への影響負荷が極めて大きいというのは関係大臣も言っているわけであって、そういう点で一つ一つの工事対応については、常に環境影響がどう出るのかという問題が常々住民からも繰り返し繰り返し出てくることは、もう予想がつくわけでありませう。

現時点で、おおむね大体発生残土についてはどう対応していくかについては決まったみたいな話が新聞では、ＪＲ東海側の意思としては表明されてくるけれども、具体的に大萱からどれだけの量の土がどういう形で出てくるのかとかいうのはさっぱりわからない。今回、一般質問で小川議員からどちらの方向へどう掘っていくから、逆向きで残土が出てくるということまではわかっておりますけれども、そこまでであって、じゃあその仮設残土置き場がどうなるのかとか、そこにどういう工事車両その他が今後組まれていくかという、まずＪＲ東海がどう考えていて、どうしようとしているのかがさっぱりわからないんですよね。それは、私らも全然わからぬので、可児市は知っていますかといってみんな聞くわけですよ、関心のある市民は。そうすると、もう質問攻めになりますね。

可児市としては、そういうのをどういう手だてで順序立てて公表するわけですか。ＪＲ東海が発表するまでただ待つという、待たざるを得ないので待つというだけの話ですか。その辺、極めて市民生活に影響の大きな問題について、意識的にいつどうなるんだということについて、市が迫っていくという必要があると僕は思いますが、その辺の考えはどうでしょう。

○総合政策課長（牛江 宏君） 1つ御理解いただきたいと思っておりますのは、今手続が終わった

のは、環境影響評価の着手前の法的な手続が終わったという段階でございます。

その内容というのは、先ほどこれから測量だということを申し上げましたし、詳細設計もこれからということを申し上げましたように、まだ詳細設計が何も立っていない段階で、ある程度環境への影響を予測して出されたものが今の評価書であるということをまず御認識いただきますと、当然これから測量して、詳細設計によって、それによって今おっしゃっていただいた工事の実際の車両の通行経路だとか、発生土の置き場をどこにしてどこに持っていくのか、どういう経路で持っていくのかというのは明確になるということでございますので、それを今の段階でJR東海とやりとりしても、私らとしてもらちが明かない状態というのは事実でございます。これをらちの明かない状態で市民の皆様から私らもお話しいただいても、それは到底無理な話でございますので、そこら辺の事情については正確に、今の状況をお知らせしているというところでございます。

今後については、もちろん先ほどのように測量に入れないとか、そういうことになればまた別でございますが、測量に入って、その結果が出てれば、それは行政とJR東海の中の情報共有で終わる話ではございませんので、それについては当然外部へ出すという前提でJR東海とは交渉をもちろんすべきというより、して当たり前だと思っておりますので、そういう段階で皆様方にもお知らせしますし、それはJR東海が主体となって次の工事説明会という形で皆様方にもお知らせして、そのいろんな影響については皆様方に知っていただき、問題点を指摘いただくという流れだというふうに理解しております。その段階で、今の環境アセスメントでやってきた予測が当然ありますので、それを考慮しながら対処していくというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに発言はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の報告事項8. 社会保障・税番号制度への対応についてを議題といたします。
それでは、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（牛江 宏君） 引き続きよろしく申し上げます。

社会保障・税番号制度への対応ということでございます。

実は総務企画委員会におかれましては、ちょうど1年前でございますが、社会保障・税番号制度についての概要を御説明したところでございます。その後、制度のほうが少しずつ明らかになってきております。と申しますのは、まだ今の段階で全て私どもも把握しておるものばかりではございませんので、今の段階では、1年たっておりますので、社会保障・税番号制度の改めて概要と、それに対しての市の対応ということで、特にシステム面については御承知のとおり今年度から予算を組みまして、システムのほうで改善しておりますので、そちらのほうは省略しながら、それ以外の部分についてお話をさせていただきます。

1枚目の最初でございます。社会保障・税番号制度とはということで、これは御承知の部分があるかと思いますが、社会保障や税分野など、複数の機関に存在する個人の情報が同

一人の情報であるということの確認を行い、それらの機関が扱う制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためと、これは国のほうの文章を引用しておりますけど、そういうことでITネットワークを活用した社会基盤とするというものでございます。

番号制度につきましては、付番といいまして、基本4情報、これは氏名、住所、性別、生年月日と関連づけられ、住民票を有する人全員に12桁の番号を付番するということになっております。そのものにつきましては、複数の機関が保有している同一人の基本4情報や税情報などの情報を個人番号によりひもづけし、相互に活用します。このひもづけというのは、言葉として国も使っておりますのでちょっと補足しますと、個人の番号がわかれば、それを手繰っていくことで税情報や社会保障の受けている内容などがわかるという意味で、ひもづけという言い方をしております。

それから本人確認でございますが、これは番号を配付し、持っていることで自分であることの証明や、番号が何番であるとかかわかるというものでございまして、これは当たり前のことでございます。

番号制度で目指すことでございますが、これも国のほうの内容を引用した部分が大半でございますが、よりきめ細やかな社会保障ということでございます。これは今申し上げましたように、それぞれの機関ごと、これは国や地方公共団体等相互でございますが、その中で給付や負担に関する情報を正確かつ効率的にやりとりすることで、きめ細やかな社会保障の給付が可能となるということで、この中身については、それぞれの内容によって何がきめ細やかかということになってきますので、一つ一つ説明しますと長くなりますのできょうの時点では省略させていただきますが、どういう社会保障が受けられるのかというのがわかりやすくなるということでございます。

それから、所得把握の精度向上ということになります。これは国税・地方税の賦課徴収に関する事務が個人番号を活用することでより正確にわかるというものでございます。特にこの社会保障と税につきましては、今でも当然やっておることでございますので、精度がより高まるという程度で、飛躍的に大きな何か変化があるかということ、なかなか見えないところではあるかと思いますが、そんなような方向性が出されておるというものでございます。

それから、3つ目の災害時の活用でございます。これは災害時の要援護者リストに活用するということになっておりまして、生活再建への支援を行うことができるというものでございます。

裏面へ参ります。

じゃあ、個人のほうとしては何かこれからいいことがあるかという話でございますが、1つとしては自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報が提供できるというものでございます。これは、ここにあります情報提供等記録開示システム、これはマイ・ポータル制度といいますが、これができることで、行政機関が保有する特定個人情報、自分の情報、例えば税情報だとかそういうものを、自分の自宅のパソコンから例えば設定すれば見ることがで

きるということになりますし、その情報がいつ誰がどういう理由で提供したかというのを確認できるというものが当然使えますし、それから個人への行政からのお知らせ事項、これからはまだ具体的に何ということもあるんですけども、お知らせ事項があれば、そういうものをプッシュ型サービスとして個人の方が何かお知らせがあるかとか、自分に対して今どういう社会保障が受けられるかというようなことを確認できるという制度にもなるということでございます。

それから、事務・手続の簡素化、負担軽減ということでございますが、これは今申し上げました、特に所得証明などの税情報とか、あと住民票の添付が必要であった手続に対しては、そういうものがなくなるということで、国民の負担も軽減されるということでございます。

それから、今後につきましては、医療・介護等のサービスの質の向上に合わせていくということになっておりまして、健診情報、予防接種履歴の確認や、年金手帳、保険証、介護保険証等の機能を一元化していくということを考えているところでございます。

スケジュールにつきましては、平成25年の5月に法律が制定された後に、今後、平成27年10月には個人番号をつけるということになります。平成28年の1月から個人番号カードの交付及び利用の開始ができるということでございます。それから、先ほど申し上げましたマイ・ポータル制度については、その1年後を予定しておるところでございます。

次のページへ行きまして、それに対する市の対応でございます。

個人番号につきましては、今申し上げたとおり、社会保障分野、税分野、災害対策分野において利用されるということになりますが、それ以外に、可児市独自の制度の中で、福祉、保健、医療などの分野、防災に関する事務については、条例を定めることによりできるということになっております。この辺については、まだ具体的な部分の想定はありますけれども、具体的に国のほうからは示されておられませんので、またその内容については今後出てくる予定でございます。

それから、今の個人番号を活用して独自に市として今、可児市が独自にやっているような制度に対して、その番号を活用した何かをできないかということについては、条例を定めてやるということができるといふものでございますし、もう1つ、その下は個人番号のカードの活用ということでございます。これは個人番号のカードを持つことで、少し何か利用できないかというのを検討されております。

これにつきましては、下の絵にありますように、カードのイメージがこんな感じでございます。表面に住所と生年月日、写真が張ってありまして、裏に個人番号があるというものでございます。この中には基本的に基本4情報を基礎として、それ以外の税情報が直接書き込まれるものではございません。先ほど言いましたように、この番号を手繰っていくと、その先の各それぞれが保有する情報にたどり着くというようなものになっております。

これを活用するものとしての事例として、下に書いてございます。例えば自動交付機による証明書の交付というようなことで、これは住民票や税の証明など、自動交付機やまたはコ

コンビニで使うというものも想定はされます。それから、図書館の貸し出しカードの利用だとか、職員の出退カード、今持っております市の職員の証明書みたいなものも使えるのではないかということはおっしゃってありますが、これら先ほど独自の利用も含めまして、市の内部で今、いろんな部署検討をしておるところでございますが、何せまず法律で定められた事務をこなしていくというのが最低限ありますので、そちらを中心にまずはシステムのほうを改修しながら、それをどこまで拡大できるのか、横出しできるのかというのを考えていくという段階でございます。

最後のページになります。

これらの個人カードを持つことによって、当然情報管理が必要になるというようなことで、これの一番上に書いてございます。特定個人情報保護評価でございます。

これにつきましては、特定個人情報ファイルという、これは個人番号を含む全ての情報の話ですが、これを保有することになりますので、その情報の保護について、市で評価をして、その結果を公表するというようになっております。これは仕組みのほうを今つくりつつあるところでございます。

今申し上げましたように、いろんなカードの施行について進捗しておるところでございますので、市については、それらの中でまず今申し上げました情報の保護評価の実施、それからシステムの改修、それから個人情報保護条例等の条例整備、それから法律に定めのある以外の事務でできるものがあるかどうか。できるものがあれば条例を定める。それから、カードの利活用ができるかどうかというのを検討しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑がある方はよろしくお願ひします。

〔挙手する者なし〕

よろしいですね。

それでは、ほかに執行部から報告すべき事項はございますか。

こちらでは受けてはおりませんが、よろしいですね。

それでは報告事項は終了いたします。

以降の議事は委員のみの協議としますので、執行部の皆さんはこれにて退席をお願いいたします。ちょっとお昼過ぎてしましまして申しわけございません。ありがとうございました。

ここで、ちょっと皆さんにお諮りしたいんですけども、あと3つほど協議事項ございまして、これにかかる時間は多くても15分ぐらいだと思います。それで、この時間も今から続けてやりきってしまうか、午後1時間休憩をとった後にやるか。

〔発言する者あり〕

それでは、ここで午後1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時06分

○委員長（川合敏己君） 時間前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、委員会を始めてもよろしいですか。

それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

協議事項1. 前期からの申し送り事項についてを議題といたします。

お手元の資料7、総務企画委員会資料7ということで、これちょっと出たてはやはやなものですから、ちょっと済みません、このいただいたものをそのまま資料とさせていただきます。

昨年度の委員長より、2点引き継ぎ事項として出ております。

リニア中央新幹線の建設に関して、進捗状況を注視することということで出ております。

また、本市の公共交通について、利便性の高い公共交通となるよう調査研究に取り組むことということで出ております。

ということなのですが、前々から総務企画委員会のほうには伊藤健二委員が出ておりましたものですから、この点で何か御意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○委員（伊藤健二君） この引き継ぎ書については、2の項目で本市の公共交通についてということですが、本市を含めた御嵩駅から新可児駅間の名鉄広見線存続問題については、既に御存じのとおり、この総務企画委員会の所管する公共交通問題の一分野として、必要な注意を払っていくということになっています。これについては特別ここに書いてありませんが、それも含めて、特に平成27年度まで年間3,000万円の助成を繰越明許でも予算化してありますので、そうした問題のその後の方向性も含めて、ことしが中間年、来年が最終年ということになって、新たな議論をしていく必要があるのです、今そのためのさまざまな調査やアンケート等も行われていると聞いておりますので、この問題については適時、議会ごとに進捗状況なりその他については確認をしておくということが必要かなと思います。そのような取り扱いを御配慮いただけたらということで、問題を提起しました。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

名鉄広見線対策特別委員会が終了後、所管の委員会は総務企画委員会ということで、いよいよ来年度で3年を迎えるということでの話だったと思います。引き続き、その項目も含めて注視してまいりたいと思います。

それではほかに御意見ございませんでしたら、次の事項に移ります。

続きまして、協議事項2. 各種団体との懇談会についてを議題といたします。

お手元の資料8をごらんください。

ちょっと事務局のほうでこの一覧をつくっていただいたわけですが、総務企画委員会所管の中における各種団体といいますと、大体10ぐらいが上がってきております。この中から懇談を考へておりますけれども、いかがでしょうか。ほかに候補等がございましたらぜひ上げていただければと存じます。

○委員（伊藤健二君） 防災の会というのは、防災士の連絡協議会でしたっけ。

○委員長（川合敏己君） 正式名称は可児市防災の会ということで、防災士の方が中心になって立ち上げられた会、この夏できたばかりの会ですね。

ここにはちょっと先ほどのケーブルテレビとか、そういったところは入れられていないんですけども、いわゆる重要な団体がちょっと抜けているようであればお示しいただけるとありがたいです。この後、この候補の中からじゃあ懇談をどことしていこうかということをやっと皆さんに御意見をいただきたいと思いますので。

○委員（伊藤健二君） そこまで行くかどうかあれですが、4番の防災の会のところに併記するなりでもいいと思うんですけど、例の災害ボランティアの問題なんかを対応してくれる窓口になるだろう可児市ボランティア協会もここへ入れておいたほうがいいんじゃないかなという気はしますが。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。御意見をいただきました。

これは所管になるかな。

○委員（伊藤健二君） 縦割り行政の中でいうと、福祉の所管をしているかもしれないと思うけど……。

○委員（川上文浩君） ボランティアについては社会福祉協議会が窓口となってやっているということですので、またちょっと調べてあれすればいいんじゃないかなと思います。

それと、防災の会は私も来賓として行ってきましたけれど、ことし立ち上がった防災士の会で、板津議員もその発起人ということで入っておりますので、またそこら辺からお話を聞けばというふうに思います。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

今、可児市防災の会につきましては、ことし立ち上がったばかりで、今後の活動も含めて、どういったものを目指していらっしゃるのかということも含めて御意見を聞くことは必要になってくるのかなあというふうに思います。

ほかに御意見ございますか。

そうしましたら、先方の都合もございますもんですから、こちらの懇談対象に関しましては、今可児市防災の会ということで話がございましたので、とりあえずそこを優先的に、あとは先方の都合、ほかの諸団体に関しましても、ちょっと委員長、副委員長のほうで当たってまいりたいと思いますが、その点は御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、その日程調整も含めて、正・副委員長のほうで対応させていただきます。

続きまして協議事項3に移ります。

委員会視察についてを議題といたします。

委員会視察の日程調整をしたところ、資料9のほうのA4・1枚でございますが、希望先についてはこのような形になりました。

それでは、この視察先の希望が出ておりますので、御提出いただいた各委員から簡単にちょっと御説明をいただきたいと思います。

○副委員長（伊藤英生君） 3つとも私のほうから言わせていただいてもよろしいですか。

私からは上の3つを提案させていただきました。

1つが山形県東根市ということで、さくらんぼタントクルセンター、子供から高齢者まで世代を超えたさまざまな人々が訪れるための交流の場として、子育て支援、保健福祉の地域活動の拠点となる施設、駅前子育て拠点施設の先進事例として参考にしたいということです。

あと、山形県の天童市、農業委員会ですけれども、耕作放棄地に対する取り組みが先進的でありますので、ここはどうかということで提案させていただきました。

そして、もう1つが愛媛県松山市の選挙管理委員会です。松山大学内の期日前投票所づくりや啓発活動の企画立案を選挙管理委員会とともに行う学生スタッフを選挙コンシェルジュとし、選挙管理委員会とともに活動をしている。平成26年市議選では、20代の投票率を0.63ポイント上げたということで提案させていただきました。以上です。

○委員（伊藤健二君） その下の長野県飯田市と御嵩町については私のほうから出しましたので、簡単に提起させていただきます。

長野県飯田市は、たしかこの周辺の下伊那地域が定住自立圏構想との関係で対応があって、またその定住自立圏の助成金等については、今期、平成26年度で大分総務省関係からの助成金も倍額にふえる、4,000万円が8,000万円とかいう流れもありまして、大変ナウい戦略の状況になっているということですね。

それともう1つは、この飯田の話は市民出資で、あるいは地元の信用金庫等が財源連動をして、地域おこし、具体的にはソーラー発電等での成功事例だとか、新しい展開をやっているということで、そうした地域おこし、まちづくりと定住圏等々の問題とカリソクした形で、今自立・発展戦略という形で提起をしているという流れの中で、今の話題、テーマを経済、あるいはまちおこし、まちづくりという観点で見直そうという事例かということで提起しました。

もう1つは御嵩町ですが、御存じのように、今年度は44億円かけて亜炭鉱の防災という観点での事業を実施中であるということで、大分地下調査も進んできている中で、こんなに水がたまっているんかというような写真も県のホームページで見れば見られますので、出ています。その具体的な現地を見ておくことは御嵩町だけにとどまらず、可児市瀬田地域を含めて亜炭坑対策に必要なという判断で、防災という観点から1度現状の進捗と現地を見たらどうかという思いで提起をしました。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

次に、一番最後の愛知県西尾市というところがあります。

これは私のほうから提起をさせていただきました。

資産経営課というところで、既にファシリティーマネジメント問題について取り組んでいらっしゃるしまして、ここに書かれておりますように、施設の再配置基本計画、また実施計画までもう既に進んでいるところでございます。ここは可児市の公有財産経営室のほうでも既に視察に行かれて、参考にされていらっしゃるということでございますので、可児市から数

えると大体四、五年先を進んでいっちゃるということでございます。こちらのほうの視察を行ったらいいのではないかとということで提案させていただきました。多分、ここだけということでございましたら、日帰りで済む視察になると思います。

ということで、視察先の希望状況につきましては、以上6点、皆様から御意見をいただきました。

そこで、視察先について、皆様にちょっと御意見をお伺いしたいと思います。その御意見も参考にしながら、最終的には候補を決めていきたいと思いますが、御意見があればお願いいたします。

○副委員長（伊藤英生君） 山形県を2都市、私のほうから上げさせていただきましたけれども、皆様の日程を見ますと、結構きゅんきゅんでございまして、やっぱり山形県だと2泊3日ぐらいで行かなければ結構大変な場所だということで、この辺、日程のことも考えながら決めていただければいいかなというふうに思っております。今の皆さんのあいている予定を見ると、1泊2日しか不可能というふうに見えますので、その辺はそういうことで議論していただければいいかなと思います。

○委員長（川合敏己君） 今、伊藤副委員長のほうからは、要するに日程的に2泊3日でないとちょっと山形県のほうは難しいでしょうという話ですね。確かにそうですね。

○委員（伊藤健二君） ちょっと日程的な問題の前に、このさくらんぼタクトクルセンターという場所を見る理由ですが、所管のテーマとの関係で、整合性はどのような位置づけなのかなということをお聞きしたいんですけど、日程の前にこの観光交流か何かという観点を含めての話なのか、子育て支援、保健福祉、教育福祉分野、駅前子育て拠点施設もどうなんでしょう、駅前開発という話になるかな、ちょっとその辺の位置づけ方、お願いします。

○副委員長（伊藤英生君） 子育て政策室が所管ですので、そういった意味で上げさせていただきました。

○委員（川上文浩君） やはりこの委員会の1年間の課題といいますと、やはりファシリティーマネジメントと駅前の拠点施設ですので、それにかかわる研修を何らかの形で2つなり、行くことも結構ですし、来てもらうことも結構ですし、日程的にいろいろ大変なこともあるでしょうけど、この2つは必ず何らかな形で視察なり研修なりやるべきだというふうに思っていますんで、その時期も含めて、正・副のほうで考慮していただければというふうには、ほかの課題でいくとなかなか、いろいろ今までも取り組んできたこともありますけど、やはりこれはもう当然目の前にあるやつで、ファシリティーマネジメントに関してはもう2年の最終年度で、今、白書を出すところまで来ていますし、子育ての拠点施設については、来年からはもう基本設計に入りたいというような話も聞いておりますので、これも東西自由通路をあわせて20億円から30億円ぐらいの事業になってくるというふうなところですので、しっかりと調査をすべきであろうというふうに思いますので、その辺のところは細かい日程は、特に私の公務がいろいろたくさん入ってきますんで、それはちょっと外してもらっても結構ですので、そういった意味で委員会でこの2点について、しっかりと視察または研修し

ていただきたいというふうに思います。

○委員（伊藤健二君） あの視察対応と書いてあるのは、つまり議長の視察対応という意味ですよね。ここにずうっと書いてある。10月27日視察対応が2回出てくるけど、これ誤記入。10月28日、29日の間違いですか。

〔「午前午後」の声あり〕

ああ、そういう意味ね。わざわざ2回書いてある。28日、29日がペケペケというのは、これは何ですか。

〔「ほかの方の御予定も」の声あり〕

ああ、そうか。それを加味した結果としての集約になるんですね。

○委員長（川合敏己君） 結局、あいているところはもう空欄のところしかないということですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 近くて早くて喫緊の課題という点でいくと、愛知県西尾市は大変魅力的な研修対象だなあとしますので、これはぜひ具体化をしてもらえたらいいんじゃないかと思いますが、最終的には委員長、副委員長で総合判断をして。

○委員長（川合敏己君） はい、わかりました。

そうしましたら今御意見をいただきました中では、ファシリティーマネジメントに関してのこと、ここに書かれているものでいきますと、愛知県西尾市のほうをまず第1候補として取り扱っていきたいと思います。

それでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

あとは先方があることですので、必ずしもここになるとは限りませんが、ちょっとそこら辺は委員長、副委員長のほうで対応させていただきたいと思いますが、それも御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあそうさせていただきます。

それでは、引き続きこの一番下に書かれております全員を対象とした研修会をちょっと提案させていただきたいと思います。

これも私からの提案なんですけれども、今お話にも出ておりましたファシリティーマネジメントにつきましては、やはり今回基本方針が出てくるということでございます。それに伴いまして、議会としても基礎知識をしっかりとつけておきたいということがございます。そういったことから、議会が行くのではなくて講師をお呼びして、できれば議員全員でその研修会を受講できるような、そういった研修会を行いたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

できればこの研修を受けた後に、西尾市のほうがもしオーケーであれば行けるといいなというふうに私自身は考えております。

それでは、ただここに書かれております秦野市の志村さんという方、大変スケジュールが混んでいる方でございます、この方のスケジュールがもしとれない場合、ほかの講師の方も含めてちょっと検討をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、総務企画委員会所管主要事業説明書の配付についてを事務局からお願ひいたします。

○議会事務局書記（熊澤秀彦君） 御説明させていただきます。

毎年になりますけれども、先日封筒の中に本日の委員会の資料とあわせて総務各所管の主要事業に関する資料を配付しております。各自で御一読いただきまして、不明な点があれば各自で御担当へお問い合わせいただくようお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） そういうことでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。

これにて終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 今御紹介のあった主要事業説明書ですが、平成26年9月19日時点でこういうことでこのとおりですが、4ページ目のさっきから出ている企画経済部子育て政策室の話なんです。

これは今市長のほうでこういうふうに位置づけているので、来年の3月31日まではここです。だから来年の2、3月に議論をする新年度予算並びにその年度事業計画については、少なくともこの政策室が掲げたテーマと中身については、総務企画委員会が議論をするということに当然なるわけですが、平成27年4月1日からはころっと変わって、例えば子育てで福祉の部分が主要だという話で、市の体制が変わる、部の構成その他が一部変わるといことが出てきますよね。そして、そういう構成の変更はもう既に予定していますよというのが先ほど企画経済部長から口頭でありましたよね。市長選があるので詳しいことは別にしますけれども、来春からまた一部いじくりましますと。それにこれがどれだけ連動するかは定かじゃありませんが、何らかの変更がまたあるわけですよ。当然、時間限定のこの子育て政策室は当然任務が終了するわけで、今の説明されておる流れからいくと、もう完成型になるわけですよ。そうするとこれ自体はもう存続しなくなるんだけど、先は違うけれども、決定するところまではここで決定するというんだけど、この辺のやり方については、ちょっと一度、議論と内容の継続性をどうしていくかということについては、このままでいいんですかね。ちょっと問題提起しますけれども。

○委員（川上文浩君） 予定で行くと12月議会の折に頭出しをしたいような条例の改正ですね。部設置の条例の改正についてでしたんで、それまでに調整が終わってある程度めどがついて、説明できるのであれば、説明を求めればいいというふうに思っております。

そうなると、12月に条例になると、12月議会で執行部とするとやりたいんだよね、局長。12月議会で部設置条例を変えたいと。3月議会ではなくてということですので、早目早目に

企画経済部のほうから条例のほうを出してもらって、この企画経済部所管の子育て政策室というものが1年をもって廃止になるのか、それともそのまま継続して行って、細部の計画にわたっていくのかということは、それが出ても明確にするかどうかわかりませんが、部の設置条例ですので、これはその室ですから、議会の承認は関係ないところになってくるものですから、そのところをあわせて聞きながらということになってくるとは思いますけれども、ですから部設置条例、当然議会の承認は部の設置ですので、室とか課、それから係というものは一切こちらには権限がないというのも実態ですけれども、こういった大きい項目ですのでどうなってくるかということは委員長のほうで執行部といろいろ相談してもらいながら、どう出していくかということは明らかにしていったほうがいいたろうというふうに思います。

ただ、そういった細部が12月のときにわからないということになると、ちょっと待てよという話にもなりかねないので、部設置については細部がわからなかったら承認できないみたいな話になる可能性もありますから、そういうところはちょっとうまく情報をとりながら、提供しながらということによってやっていただければと思います。

○委員長（川合敏己君） はい、わかりました。

○委員（伊藤健二君） 調整しながらということにしかないとは思いますが、この4ページの書きっぷりが子育てにぎわい空間の創出についてということでは書いてあるけど、時間的流れがフローは明確じゃないんですよ。

ともあれ企画、設計まではやって、その後広く市民の意見を聞きながら具体的な機能や配置等を整理しますと。そしてその後に、基本設計の策定を行いますので、この子育て政策室が基本設計の策定までを煮詰めるという意思表示はしてあるけど、それがいつにかかるかとか、どういう流れなのかとか、本当に市民集約ができるのかということも含めると、あと要するに半年の内に一定のレベルまで行くことにはなるとは思うけど、それがこのとおりになるかどうかは、現行そう考えているというだけの話で、やっぱり極めて重要な問題を含んだまま行くよということですよ。

○委員（川上文浩君） そういった面でちょっと疑問点があると、こういうところであるというのであれば、ちょっと暫時休憩をとってもらって、所管部長と室長を呼んで、ここでちょっと話を聞いたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですか、可能ですか。

○委員長（川合敏己君） 今川上委員からそういった提案がありましたけれども、賛成でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

暫時休憩といたします。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時44分

○委員長（川合敏己君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

先ほど話がありました子育て政策室の子育て、健康、にぎわいの空間の創出についてということで、今年度の10月末までに企画設計は出されるということは、一般質問の場でも表明されていらっしゃるんですけども、その後のスケジュール等々、基本設計並びに実施計画も含めてどうされていかれるのかということについて、ちょっとそこら辺をお伺いしたいということで、お願いいたします。

○企画経済部長（高木伸二君） 今のスケジュールのお話ですけども、企画設計につきましては現在発注して、今10月をめどに進めております。

その後は、基本設計のほうを発注したいというふうに考えております。来年度におきましては、今度は実施設計というふうに入っていきたいというふうに考えております。

組織のほうといたしましては、今子育て政策室ということで、特命のような形でやっておりますけれども、いつまでも特命ということは当然ありませんので、少なくとも来年の3月まではこの子育て政策室という形で行いますけれども、先ほども部の設置条例のところでも申しましたけれども、来年度のことは選挙等もございまして、現在は明確なことはお答えしづらいですけども、何らかの形で変わっていくということは当然あり得ると思います。

子育て政策室がそのままもう1年あるんだということもあり得るでしょうし、当然来年も行くということはないです。何らかの事情があって来年も同じ体制で行く、あるいは変わるということはありませんけれども、当然、来年もそのままというスケジュールで流れることはございません。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

では、委員のほうから何か御意見等がございましたら。

○委員（伊藤健二君） 今の説明で、10月末をめどに企画設計が進んでいくと、基本設計にその後、11月もしくは12月ぐらいから3月に向けて始まっていったら、基本設計が何カ月かかるか、私はよく承知していませんが、4カ月で仮にできるとすれば、春からは、新年度からは実施設計に、もうそれは当然スケジュールとしては実施設計が設定されておるといってお話だったので、4月1日かどうかはさておき、実施設計に入るといえることですね。

既に基本設計の必要コストなんかは平成26年度予算で確保済みでしたっけ。確か載っていたと思いますがね。

○企画経済部長（高木伸二君） 基本設計までの経費につきましては、今年度の予算で御承認いただいておりますので、その後、実施設計については、今度の新年度予算でまたお願いすることになるかと思っております。

それから基本設計につきましては、今3月までというお話もございましたけれども、工期と申しますか、納期につきましても、今ちょっとそれも精査しておりますので、今確実に3月と、予算上は3月でございますけれども、どこの時点までに仕上げるということも含めて、今ちょっと検討しておるところでございます。

○委員（伊藤健二君） ということで、結局その内容について、市民的な意見も含めて、議員がいろいろと議論をしたいということになれば、当然この委員会で室長に出てきていただ

いて、その成果品を含めて、その成果品の説明を含めて審議をするということになるかということですよ。

基本設計についての議論が十二分にできれば、というか基本設計の議論が結局のところ予算審査とかかわるわけです。だから予算の審査でいうと実施設計費用が適切かどうかというような議論になるけれども、そもそもその基本設計の中身がどうなんだという議論と連動して行われることは、これはもう議論の方法上ははっきりしているんで、その辺についてここへ来て説明を引き継ぎお願いするという形になるという理解でよろしいわけですね。

○委員（川上文浩君） ちょっと整理してほしいのは、これが事業的に行くと、駅前の拠点施設と東西自由通路というのは可児駅東土地地区画整理事業の中の一部だよ、今補助金の関係もあって。これだけ切り離して行って、ここでやっていけるのか、可児駅東土地地区画整理事業の中だとすると所管が違って来るわけだわ、わかるね。補助金の入りのほうは完全にまちづくり交付金の何かのあれの拡大で取っているでしょう、もう。ということは、事業的にはそっちの事業なんだけれども、今たまたま室がこの企画経済部にあるから、ここでいろんな議論をしているんだけど、本来、じゃあ新年度から新しく組んだ場合に、その事業的という所管が変わる可能性もあるのかなというところもちょっと僕はわからないんで聞きたいんだけど、今の伊藤健二委員の質問とあわせて、同じようなことを聞いているんで、その辺のところをちょっと教えてもらえたらなあというふうに思います。

○企画経済部長（高木伸二君） 今現在としては企画経済部に子育て政策室というのがあって、その所管として駅前の拠点施設の施設、中身を含めて、そこについては当方で所管しておりますので、総務企画委員会の所管という形になるかと思っておりますので、総務企画委員会でいろんな御報告をさせていただくということになっていきますけれども、子育てという点に着目すれば、どこかの時点で私といたしましても子育て部門に移管と申しますか、バトンタッチする部分は出てくるのかなあと、そういう展望は持っています。それがいつかというのはこれから考えることになるかと思っておりますけれども、そのときには、その委員会の所管がどうこうなるということはあると思っておりますけれども。

○委員（川上文浩君） その辺のところをちょっとはっきりしていただくと、非常に議会側とすると、じゃああんまりこう言ったら、やりにくかったら特別委員会でも設置するかねというような話にも、議会对応とするとなりかねないという部分と、全体を含めた中で自由通路を入れた予算を組んでくるはずなんで、別々じゃないでしょう。拠点施設と自由通路と一緒に合算した予算で出てくるんじゃない。違うの。

○企画経済部長（高木伸二君） そこは分けてやります。

○委員（川上文浩君） 分けるということは、国からの補助金も分けてやってくるということなんですか。わかりました。

○企画経済部長（高木伸二君） その部分については、現在でいう総務企画委員会ですけども、そこでお話をさせていただくことになりまして、市のほうの所管がスケジュール的に、タイムテーブルで変わってくればその都度というお話になるかと思っておりますけれども。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 肥田室長にお聞きしたいんだけど、10月末である程度の企画設計が出てくるというふうにおっしゃったんで、11月ぐらいにはこの委員会に何らかの形で報告があるというふうを確認していいかな。

○子育て政策室長（肥田光久君） 11月、もしくは10月の間に御報告申し上げたいというふう
に考えております。

○委員長（川合敏己君） よろしくお願ひします。

じゃあ、以上でよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、突然のお呼び出しにびっくりされたかと思いますが、今後も御報告のほうをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。執行部の方は御退席ください。

それでは、以上で本日の総務企画委員会を終了したいと思います。終わります。

閉会 午後1時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月19日

可児市総務企画委員会委員長